

平成27年12月16日(水曜日)

(会議第3日目)

応招議員

1番	坂本あや	2番	濱村博	3番	藤本岩義
4番	山崎正男	5番	澳本哲也	6番	宮川徳光
7番	小永正裕	8番	中島一郎	9番	宮地葉子
10番	森治史	11番	池内弘道	12番	浅野修一
13番	小松孝年	14番	矢野昭三		

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大西勝也	副町長	松田春喜
総務課長	武政登	情報防災課長	松本敏郎
税務課長	川村一秋	住民課長	藤本浩之
健康福祉課長	宮川茂俊	農業振興課長	森下昌三
まちづくり課長	森田貞男	産業推進室長	門田政史
地域住民課長	村越豊年	海洋森林課長	尾崎憲二
建設課長	今西文明	会計管理者	矢野雅彦
教育長	坂本勝	教育次長	畦地和也

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小橋和彦

書記 都築智美

議事日程第3号

平成27年12月16日 9時00分 開議

日程第1 一般質問

## 議 事 の 経 過

平成27年12月16日

午前9時00分 開会

議長（矢野昭三君）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

これより、日程に従い会議を進めますので、よろしくお願い致します。

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問者、宮川徳光君。

6番（宮川徳光君）

おはようございます。

通告書に基づきまして一般質問を致します。

今回は3問質問致しますが、まず第1問、震災対策についてでございますが。

昨年の3月14日午前2時過ぎに、伊予灘を震源としたマグニチュード6.2の地震がありました。当町では震度4ほどの揺れがありまして、その折の住民の対応はさまざまございました。津波浸水予想地域の多くの方々が避難行動を取らなかったように見受けられましたが、その状況について町はどのように受け止めているかを伺うという設問でございます。

今回、この質問をする理由はですね、この伊予灘を震源とした地震に対する住民の対応について、私自身の考えとですね、町の考えに隔たりがあるように感じるところがありましたので、その考え方や感じ方の隔たりをなくしておかなければならないと思ったことによるものでございます。

ということで、まず第1問目を答弁をお願い致します。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

おはようございます。

では、宮川議員の一般質問、震災対策についてのご質問にお答えしたいと思います。

最初、1点目の、昨年3月に発生した伊予灘地震の町民避難行動に関するご質問にお答え致します。

まず、昨年3月14日、年度にすると平成25年度になるわけでございますけれども、昨年3月14日に発生した伊予灘地震を時系列によって振り返ってみますと、午前2時7分、町内の告知放送端末機を通じて緊急地震速報が発令され、数秒後に黒潮町に震度4の地震が発生し、その直後に振動速報が流れました。そして、地震発生から4分後に、NHKを通じて津波の心配なしという情報が提供されております。

町の方では、地震発生13分後の2時20分に厳重非常配備態勢を取り、津波の心配がないことを確認したことから、町役場本庁に災害対策本部、佐賀支部に災害対策佐賀支部を設置致しました。そして、発生から26分後の2時33分、黒潮消防署より告知端末放送で津波の心配なしの放送を行っております。

この地震では、幸い町内の宿泊施設で配管の一部に被害があった報告1件以外には、特に被害はありませんでした。

この地震により避難所へ避難した人数は、災害対策本部の集計で153名でございました。

また、防災対応で参集した消防団員が 54 名、町職員は 96 名で、この内容はちょうど当日、平成 25 年度 3 月議会中でありましたことから、当日の議会開会時に町長の方から報告を行ったところでございます。

この地震による町民の避難行動につきましては、残念ながら全町的な調査、分析はできておりませんけれど、京都大学の関係者が万行地区でインタビュー方式調査、対象者 20 名、および質問紙調査、対象者 82 名を実施して、論文にまとめてくれております。

少しその結果を引用させていただきますと、インタビュー調査の 20 名では 45 パーセントの 9 人が避難行動を取り、20 パーセントに及ぶ 4 人が避難準備行動を取って、35 パーセントに当たる 7 人が情報所得行動を行っております。

質問紙調査の 82 名では、40 パーセントに当たります 33 人が避難をして、56 パーセント、46 人が避難しておらず、4 パーセント、3 人は町外にいたという結果でした。

京都大学関係の調査報告書では、今回の地震では地震後わずか 4 分後に津波の心配なしの情報が NHK を通じて提供されたことが鍵を握っていたと分析しており、万行地区のインタビュー結果でも、避難していない 11 名のうち 3 名は屋外にまで出ており、そのほかでも、避難バッグを持って隣に住む息子の所へ行ったら津波の心配なしの情報を得たことで避難準備を停止し実際の行動につながらなかった等の事例が多数あったことは、最終的には避難率は非常に高いとは言えないものの、津波の危険性や可能性が想定された場合の避難準備や体制づくりについては、従来の取り組みの成果が一定程度出たと総括できるものではないかとまとめています。

なお、質問紙調査の 82 名のうち、告知放送から情報を取得した人が 44 人おりました。これは調査の選択方式の質問中に記載した告知端末という言葉を知らない人もいたことを考えれば、正確にはそれ以上の方が告知放送端末機から情報を取得したことが証明されております。

これらの状況や資料を踏まえて、議員のご質問の核心でございます、伊予灘地震での住民の避難状況につきまして町はどのように受け止めているかということでございますけれど。まだまだ多くの課題はあるものの、あきらめない、揺れたら逃げる、より早く、より安全な所へという、住民が共有する意識は一定程度浸透してきていると感じております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6 番（宮川徳光君）

ありがとうございました。

今までの防災対策に関するその取り組みの成果が表れているというふうに感じているというご答弁であったのですが。先ほど申しました、私のその考え方とまあちょっと若干違うという所がですね、これからまたいろいろ教えていただきたいところながですけども。

この防災関連いいますか、その中で町長の言葉にですね、正しく知って正しく恐れるという言葉があったと思いますが、私はまさにそうあるべきだと思っております。私たちはこの考え方ですね、正しく知って正しく恐れるという考え方に基づいてあふれる情報を整理して、いざというときに適切な対応が取れるようにしておかなければならないと思っております。

ですが、半面といいますか現実にはですね、防災に関することだけではありませんけれども、情報を正しく住民の方に伝えるということはずいぶん難しいことだと感じているのは私だけではないと思います。

ちょっとこれに関連しましてですね、先日いいますか町主催のシンポジウムがありました。その折にですね、田の口の緑野団地の地区防災計画で、自分たち、その緑野の住民たちが逃げるのではなくてですね、地区外の

方が自分たちのその緑野地区へ車を使ったりして逃げてくる。そのことへの対応についてですね、検討しているということの発表もありました。この発表を聞いてですね、片や、その錦野団地で車庫を新設される折にですね、津波のことを考えまして、津波で避難をしてくる方々を意識して、その車庫が住居いいですか、仮の住居として活用できるように手を加えて。例えば、きちんとした屋根付きの周囲を囲って、前もシャッターなりとか当然閉めて風が入らないようにするといったようなことまで考えて建てられたという話も聞きまして、実際その建物も見せてもらいました。これらのことはですね、共にその人たち、自分たちだけではなくて自分たち以外の、被災者に対する心配りで誠にありがたく、また大変心強く感じるとともにですね、防災の面というだけではなくて大きな力を頂いたような気が致しました。

その方ではないのですが、その同じく錦野団地にお住まいの方から、錦野団地では34メートルの津波が来るとのことで、山側の高台への避難訓練をしているとの話を聞いたことがあります。まあ、仮にそういった避難訓練をしているとしましたら、避難の理由付けとして34メートルを使っているのだろうとは思いますが、まあ一つの情報といえますか、先言った正しい情報という面で考えますと、例えば、私はその隣の早咲地区に住んでおりますけども、早咲地区内にあります避難場所は、標高で言いますと地区内にある建物の一つが17メートル。それから、避難タワーを建てていただいておりますが、その高さが19メートルぐらいでしょうか。それから、山にある避難場所に指定されている所が25メートル程度の高さでございます。また、入野地区内に早咲以外に建てている避難タワーの高さも、いずれも20メートル以内だというふうに認識しております。

ここで私の言いたいのは、いろんな情報を正確に伝えて、正しい情報によって、町長の言葉のようにきちんと整理をするということは、重ねて申しますけどもすごい大事だと。そして、そういったことから言いますと、先ほどの伊予灘のことに話を戻しますとですね、その先のシンポジウムの中で、田ノ口小学校の生徒の方が日ごろ取り組んでいる防災訓練などについての素晴らしい発表がありました。

またそれとは別にですね、この田ノ口小学校の生徒の家庭の一例として、この日向灘の大地震のときに子どもさん、田ノ口小学校の生徒さんは逃げなくてはならないと、親御さんは逃げなくていい、という意見の対立があったという話も聞きました。

また、そのシンポジウムに参加されていた某大学のある先生の言葉で、今の伊予灘の地震が発生したときに取った住民の対応が少なかったと申しましょうか、やや疑問視するようなお言葉があったように覚えております。

その田ノ口の小学校の子どもさんとか、その某大学の先生の考え方からすると、私個人の考え、また私の地区の住民の方に聞いても、まあ逃げない方が、正しい正しくないという言葉は適切かどうか分かりませんが、避難行動としては判断としてですね、逃げなくてよいと判断するのが妥当じゃないかなという意見が多かったので、ちょっと違うかなというふうな感じがしました。

私個人としてその逃げなくていいというのは、先ほどの答弁の中にもありましたけども、最終的にはテレビの方で津波の心配はないということが、それで核心といえますか念を押したわけですが。それに至るまでに、たまたまでございますけども私も寝床の中で事前波、P波ですかね。あれを、あらっというふう感じて、その直後にぐらぐらと来たんで、隣の部屋で寝てるだろうと思われる家の者に、おーい言うて大きな声を掛けたのですが、たまたまそのときは家の者が高知の方へちょっと出てまして誰も結果的にいなかったのですが、それほどその瞬間の揺れで人が動揺するというか、そういったことの表れかもしれないというふうに思いました。

話を元へ戻しますと、その私が判断した経緯はですね、今まで、小さいときから地震のことはこら辺りの人は皆聞いてます。そうやって長年にわたって習得してきました津波に関する情報。加えて、その3.11という

大きな地震、津波がありまして、その後、私たちの知識は格段に増え、それに対する意識は大きく変わってきたと感じております。津波が来るということに関して言いますと、とにかく揺れが強い。予想されているのは震度6強から7。それが100秒から180秒、連動によりましてこういう長い時間揺れる、というのが一つの大きな条件いいですか、津波の条件ですね。結果、家の中はぐちゃぐちゃになって、電気はつかないというような状況になるというふうに聞いておりましたので、今回の揺れは、私自身では10秒程度の揺れだったかなと。まあ揺れも強くない、家の中の電気もつく、告知放送も聞こえるというような状況でありましたので、まあ大丈夫かなというふうに感じたという。

で、そこのあたり、ひとつ心配というか。例えば、さっきの田ノ口小学校の防災教育の話とかに、その逃げなくてはいけないという結論に至るようなことでいいのかどうかというのがちょっと疑問がありまして、今回取り上げました。

そこらあたりに対する考え方がありましたら、ちょっとお聞かせください。

議長（矢野昭三君）

町長。

町長（大西勝也君）

再質問にお答えさせていただきます。

まず結論から申し上げますと、あの伊予灘沖地震の際の住民総体の避難行動の在りようにつきましては、防災課長が申しあげましたように一定程度は浸透してきているのは間違いないですけれども、まだまだ満足がいくレベルではないと自分たちは認識しております。

それから、黒潮町がやっている防災の、いろんなステップがあるんですけど、今どのステップにいるかという、今一生懸命やっているのは地区防災計画の策定の監修をしているんですけども、これらすべて避難行動誘発が自分たちにとっては一番大きな理由です。つまり、わが事になっていないとですね、知識を多く持っていようが正しい知識をたくさん持っていようが、恐れていようが恐れていまいが、それが避難行動を決定する要因にはならないということです。

これまでの議会でも申し上げてまいりましたが、津波から命が助かるというのはロジカルに分析すると非常に簡単でして、津波が来るまでに津波が来ない所に避難行動を完了しておく。ただこれだけのことです。ただし、これはみんなが分かる簡単なロジックなんですけれども、分かっているながらも避難行動と直結しないと。これが残念ながら人間のさがでございまして、いわゆる正常化の偏見であったり正常性のバイアス、こういった言葉で表されるわけでございます。子どもたちは経験が少ないがゆえに、このバイアスが大人と比べて非常に掛かりにくいという特性を持っています。よって、どちらかという子どもの方が避難行動を取りやすい。しっかりとした防災教育を施せば避難行動を取れる可能性が高いのは子どもであるというのは、これも間違いないところでございます。

今回のこの住民の避難行動のボリュームが少し足らなかったと自分は思っていて、そこが満足していないところなんですけれども、これを満足いくレベルまで上げるのは行政では不可能です。これを満足いくレベルまで上げていただくのは、あくまでも住民の皆さまそれぞれの主体性でありまして。ただし、そういつて行政が一切拒否をして、住民の皆さまに丸投げをして、それで満足がいく結果が出るとは到底思えません。よって、地区防災計画という枠組み。あるいは、少しさかのぼりますと避難カルテという枠組み。こういったもので自主性、そのときの避難行動を誘発するという取り組みを黒潮町は進めてきたところでございます。

よりまして、まだまださまざまな避難訓練であったりとかシンポジウムであったりとか、あるいは、今進めております地区防災計画。これらすべては、そのときの避難行動を誘発するための一つの大きな要因であると

いうのが自分たちが進めている大きな理由でございまして、こちらをまずかちっとやり続けていくと。これ以来年、再来年、あるいはもっと、5年後、10年後にしっかりとしたものが出てくるのかなと思っております。

いずれにしても、いかなる手法を使いましても一足飛びに、半年後に結果が出ますということにはなりません、絶対に。それができているのであれば、東日本でああいうことが起こってないわけでございます。長い道のりにはなりますけれども、一步一步進めていくことが大変重要だと思っております。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

私の問いとはちょっと、まあ問い方が悪いということなんでしょうが。

自分たち、私の取った判断、私の判断ですね。そういったことが、町長の言われた正しく知って正しく恐れるということに基づいて考えたときにどういうふうに映るかという。それで、さっき言うた田ノ口の小学校の生徒の家庭の中で起きた、子どもは逃げなくてはいけない、親御さんは逃げなくていいという、その対立ですね。住民の多くが、あの地震に関しては逃げなくていいという判断をしているわけですよ。

そこのあたりに対する考えはどうですかということ聞きようがですが。

議長（矢野昭三君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは答弁させていただきます。

逃げなかった方がですね、逃げなくていいという意味決定をしてるわけではないんです。これはあの東日本の検証でも全部出てるんですけど、逃げなきゃならないのは分かっているんだけど避難行動に結びついてないということで、逃げないという意味決定をしてるのではないということをもまずご理解いただかないと、この避難行動と知識との直結しないという理由がちょっとぼやけてくるんです。なかなか難しいんですけど。つまり、逃げなきゃならないことは分かっているんだけど、避難行動を取っていない。こういうことです。これが正常性のバイアスが掛かっている、あるいは正常化の偏見ということ、こういうことになっております。

（宮川議員から「違う」との発言あり）

いや、違う言うてもそういうことなんですよ。これは精神学的に分析するとこういうことになってるんですね。

なので、逃げなきゃならないことが分かっているのは皆さん分かっているんですね。大きな揺れが来たら津波が来るかもしれない。ただし、それを分かっているながらも避難行動に直結しない。ここをどうクリアするかというのが、この津波防災の最大の案件でございます。なので、ここはどうしても行政主導ではクリアができないので、住民の自発性をいかに醸成するかという取り組みを、カルテから通じてずうっとやってきたということでございます。

確かに避難道もタワーも建ちましたけれども、それがうちの防災の特性ではなくて、むしろ住民の自主性の醸成というのが自分たちの防災の特性だと思っております。

それから、逃げないという判断。今お聞きしただけではその親御さんがですね、いかなる情報をもって逃げないという判断をされたのかというのはちょっと分からないんですけども。

例えば、津波の心配がないという情報を得た上で逃げないという判断をされているのであれば、僕は結構だと思います。それはもうご自身の判断でございますから。

ただし、そうでない場合ですね、情報が全くない中で逃げない。これは、子どもが逃げようよって言うていようがいまいが、行動的には是とするものではないと自分たちは思っております。

もう少し補足させていただきますと、正しく知るといのは非常に難しいこととして。例えば、先ほど錦野の避難行動のお話をいただきました。あそこで、例えば最大浸水が海拔で 12 メートルとしたときに、じゃあ 15 メートルの所にいる方は避難行動を取らなくていいのかということにはならないということです。低い所の方は高い所へ、高い所の方はより高い所へ。こういった行動が取ってしかるべき行動であると思っております。

また、もう一つ、非常に自分たちは危惧（きぐ）しますのは、町内に MAGIS（マジス）というシステムがありまして、一筆一筆浸水深が分かるようになっていきます。これは 3 年半前に出された内閣府のデータから基づいて、それぞれの一筆ごとの浸水深を出しておるんですけども。この数字が正しいとらえるのは少し危険です。あくまでも人間が作り出したデータでございまして、内閣府の発表の際にも、現代の科学的知見をもってということ言い訳も付いてございまして。なので、20 メートルの津波。今の科学的知見で最大 20 メートルのものが来る恐れがあると言われると、20 メートル以上は来ないだろうと思われる方が多数であるかと思えますけれども、20 メートル以上の津波が来る可能性が圧倒的に低いというだけで、来ないということではないです。よって、正しく知るといのは非常に難しいことございまして。なので、あんまりこの数字にとらわれずに、が一と揺れると、が一とでかいやつが来ると。ぐらいでとらえていただいても僕は十分だと思っております。むしろ、それよりも避難行動をどう取っていくか。こちらの方に主眼を置いた取り込みを強化していくべきだと思っております。

先ほど少し答弁漏れがありまして、その親御さんとお子さんの話ですけども。先ほども申し上げましたように、どういう情報を得た上での意思決定をされていたのかというのが少し分かりませんので、またその情報を持っておりましたらまた再質問いただければ、また可能な限り答弁させていただきたいと思えます。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6 番（宮川徳光君）

その錦野の 34 メーターの話での防災訓練というの、町長が言われたようにですね、私も想定外があるのでより高いところへ逃げるとい。それは大賛成で、錦野の防災の避難行動を否定するつもりは毛頭ありません。

やけど、その 34 メーターが来るのでという言葉にちょっと、正しく知ってというところに引っ掛かるということ。ここは町の予想では来ないとされているけども、そういう想定外のこともあるのでより高い所へといふうなことで意識合わせをすると、隣の集落と意識が合っていくんじゃないかなということも申し上げたかったがです。

それから、田ノ口の小学校の話もしましたけど、その親御さんがどういう考えに基づいて話されたかは分かりません。私は知らないところですので。その話を聞いて、自分たちが判断したことと同じやったのかもしれないぐらいのレベルながですけども、自分たちのその地区での話は、自分はこういう考えに基づいて判断した。ほんで地区の人も同じような考えで判断をしたということも申し上げて、その判断について町はどう思うかということも問うているわけで。先ほどから言われていることはそのことについての答弁とは、私は思いません。

再度、答弁願います。

議長（矢野昭三君）

町長。

町長（大西勝也君）

課長の第 1 回目の答弁で、今回のその伊予灘の避難行動の最大の解析要因といいますかね、帰路に立って

ところの、コントロールファクターといいますけれども、は、4分後のNHKの放送であったということになっております。

よって、それぞれの個々の案件がですね、その情報を得た上での判断なのか、そうでない状態の判断なのかということが分かっていないと、おしなべて逃げていないので駄目ですと言うつもりも全くありませんし。当然情報を知っていただろうからそういう判断もあったでしょうねということも、なかなか本当に知っていたかどうか分からないので言えないというのが現状です。

そこらへんのご整理をいただくと、しっかりとした答弁ができようかと思えます。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

その行政の方としましては、例えば、極端な話ですよ。自分やったら逃げんと思うてもなかなかそういうことは言いにくいかもしれませんが、あの揺れで逃げないかんという結論に至らない方が正しいと、まあ私自身は思ってますし、住民の方のその意見も同じことの見解なので。その考えに対する、例えば某大学の某先生がちょっと疑問視するような声を出されたということに対してはちょっと、逆にですね疑問視をしているわけですよ。そのあたりの考え方の違いをもうちょっと整理せんと、例えば、子どもたちへの防災教育の面でも、まあ100回揺れたら100回逃げる、101回揺れたら101回逃げるというような言葉がありました。それは確かに考えとしてはいいかもしれませんが、とても現実離れをした言葉だと思えます。もう少し正確いうか新しいことを教えるべきではないかなというふうなことがありましたんで、こういう質問をしているわけですが。

平行線かもしれませんが、もう一度答弁願います。

議長（矢野昭三君）

町長。

町長（大西勝也君）

すいません、同じ考えだったんだけどもずれてるのかなと思ってましたが、前回の伊予灘では避難行動を取らなくてもいいというご判断をしてる。

（宮川議員から何事か発言あり）

失礼しました。

それはですね、少し明確に否定をさせていただきたいと思えます。

何らかの情報を得て、まあ情報を得たからといって、それで100パーセント決定するというのも少し無理もあるんですけど、すべてをお答えする時間がなかなかないと思えますので。

情報がない中でですね、あの揺れを経験して、避難行動を取らないということだけは、少し否定をさせていただきたいと思っています。取るべきです、間違いなく。避難行動を。津波に対する避難行動ですね。これは取るべきです。

先ほども申し上げましたが、逃げないという判断というのは、何らかの要因があって逃げなくていいという決断をしたということですよ。結果的に避難行動を取らなかったとかいうことではなくて。

むしろですね、その逃げなくてよいと判断をされたその要因をぜひ教えていただきたいと思います。もしかすると、自分たちが気付いてないところもあるかも知れませんし。情報入手以外の手法で何らかの判断をされたということであれば、ぜひお教えいただきたいと思います。

ただし、繰り返しになりますけれども、あの揺れがあって、科学的知見で津波の恐れはないと言われるまで、

いわゆるその情報入手がない状態では、必ず逃げていただかなくてはなりません。これは黒潮町が進めてきている防災の根幹でございます。

これ以上の答弁のしようがないんですけれども、あの際はもう逃げていただかなくてはいけない状況だったと思っております。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

またちょっと、理由を再度ということなんで。先ほど申しましたけども、津波の条件というのをいろいろ教えていただいて、町からも情報がかなり出ていると思いますけども。

震度6強でもいいですけども、その揺れが100秒とか180秒続く。先の昭和南海地震ですかね、それは単発で津波が、あまり大きな津波は来ませんでしたけども、それでまあ何秒程度揺れたかはちょっと分かりませんが。その揺れが例えば1分ぐらい続くと、家の中はぐじゃぐじゃになって電気はつかないような状態になるというふうに、私は情報が入っているとと思っていますし。あのときは家のなかのものが壊れるような状態になかって、電気もつく、テレビもつく、告知放送も聞こえるというような状況で、揺れの時間も10秒ほどに感じたということなんで、これは逃げるに至らないと判断した。それは万全ではないんで、まああまりそれ以上言うても仕方がないのかなと。まあ町長サイドとしたら、それでいいよかったですねという話にはならんのかなということですけども。

逆に言えば、そういう地震に対する情報がですね、妙に今までの情報、それによって判断したけどそれを否定されるということは、今までの情報というか防災教育が妙に、何かおかしいような気もするがですけどということです。

どうでしょうかね、だんだん時間もあれなんです。もう一度、町長に締めてもらいましょうか。

議長（矢野昭三君）

町長。

町長（大西勝也君）

やっと理解ができたといいますか、少しですね、危険な判断をされていると思っております。

新想定で出された震度6強、あるいは部分的には7。そして最大津波高34メートル。あるいは、高知県への沿岸への1メートルの潮位変化までの最短2分。これらは意図的に南海トラフをスリップさせて、目いっぱいスリップしたときにどうなるかというシミュレーションでございまして、6とか7揺れないと津波が来ないということでは決してありません。

例えば、先ほど少しご指摘もいただきましたが、海溝型地震の特性がございまして、非常に揺れが長いという。ただし、長くなければ津波は来ないかという、そういうことも全くございません。

あるいは震度につきましても、例えば、1605年に慶長の地震というのがあったんですけど、このときは揺れは非常にちっちゃかったです。ただし、非常に長い揺れがあって、遠地で起こった海溝型地震の非常に特性を表した地震なんですけれども。このときなんかは、恐らく伊予灘程度の揺れだったと思います。

なので、本当に震度とか揺れの長さとかで津波が来ないという決断をしてしまうというのは非常に危険です。なので、あくまでも避難行動を取る。

ただしですね、言い訳をするわけではないんですけれども。例えば、非常に寒い日で深夜でございました。例えば体調をお崩しになっているご高齢の方がおられて、その方まで、例えばさらに体調を崩すようなリスクを背負って避難行動を取るのかどうなのかとなったときはまた別です。ただし、万全な体制で逃げられる状況

にあつて、あの伊予灘の揺れを経験して逃げないという。そしてさらに、判断されたその内容、要因というのが今おっしゃっていただいた内容ということであれば、非常に危険な判断をされていると自分たちは認識しております。

少し、地震のメカニズムまで自分は皆さんが詳しく知る必要もないと思っておりますし、自分自体がそんなにびっくりするほど詳しく知ってるわけでもないのです。ただし、少し思い違いがあるようですので、ぜひ一度ご説明をさせていただく機会を設けていただければ、しっかりとした説明をさせていただければと思います。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6 番（宮川徳光君）

概要は分かりましたので、次の質問へいきます。

次は、中山間地域の地震対策については、平成 26 年の 3 月議会におきまして、中山間地域の地震対策について現状の課題と対策を問うとして質問をしました。そのときの答弁が、まさしくこれからの作業ということでありましたが、その後の進ちよく状況を伺います。

よろしくお願いします。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

それでは宮川議員の、中山間地域の地震対策に対するご質問にお答えしたいと思います。

まず、町内で津波の浸水が想定されていない中山間地域というのは、一部浸水する蝸川地区を含めて 21 地区あります。そのうち、孤立する可能性のある集落、農村集落は 10 地区の 18 集落とされております。

これらの地域への具体的な地震対策につきましては、平成 26 年 3 月議会の宮川議員のご質問に対する答弁を振り返りながら、その後の進ちよくにつきましてお答えをさせていただきたいと思います。

まず、孤立した場合の通信手段とする携帯電話の設置数は 10 カ所ございまして、昨年と変わっておりません。

また、木造住宅の耐震事業は、平成 26 年度から木造住宅耐震診断の無料化を図るとともに戸別訪問による説明を実施して、平成 27 年度から耐震設計費用の個人負担を消費税相当分以下程度に収まるようにするとともに、今年の 11 月からは補助金の代理受領ができるように制度改正を図りました。これらの制度改正により、全町的に住宅耐震事業を実施する方が確実に増えております。

土砂災害対策につきましては、まず、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、土砂災害警戒区域の調査、指定が必要であり、高知県の方で佐賀地域の方から順次調査、指定を進めております。黒潮町では、平成 26 年度には 67 カ所が指定され、平成 27 年度には 76 カ所が新たに指定される見込みです。

大規模災害が発生した場合の道路警戒につきましては、高知県では道路警戒計画を策定中で、現在、暫定版として高知県のホームページで公開されております。ただ、道路の警戒の優先順位につきましては、防災拠点施設を中心にして国道、県道が優先され、中山間地域へ直結する町道の優先順位は低くなってしまっているのが実情でございます。黒潮町と致しましては、そういう中で今年 8 月に実施しました黒潮町総合防災訓練で、町内の建設協会と連携した道路警戒のための通信訓練を実施したところでございます。

地区防災計画に関する進ちよく状況につきましては、中山間 21 地区の中で地区防災計画の策定を決めている地区は 9 地区です。これは中山間 21 地区の 42.8 パーセントでございます。黒潮町全 61 地区の中で地区防災計

画の作成を決めているのは39地区、63.9パーセントでございますので、中山間地区での地区防災計画の策定率は町全体の平均と比較すると低くなっております。

その他、中山間地域対象事業と致しましては、平成25年度に避難誘導灯を4カ所、平成27年度に同じく4カ所実施してまいりました。

現在の進捗よく状況を大まかに説明すると以上のとおりでございます。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

どうもありがとうございました。いろんな対策の進捗よく状況を教えていただきましたが。

前回は特にといいますか、孤立防止。今は電話、例えば衛星なんかの電話だと思うんですけども。道の2ルート化いいですか、迂回ルートがある所はそれでいいと思いますけども、そういった所がない個所について。

例えばですが、前回は加持川地区の本谷の話もさせてもらいましたが、そういった道路の面いいですか、その孤立化防止対策について、ちょっと教えてください。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、宮川議員の再質問にお答えしたいと思います。

孤立化する集落、特にその集落が孤立しないための道路の整備についてのご質問と思いますけれど。これにつきましては、先ほど本谷の件につきましては林道の件でしょうかね。

（宮川議員から「対岸の農道」との発言あり）

農道の件ですか。

農道、林道、そして町道も含めて道路の課題というのは町内、防災も含めてたくさんございまして、やはり優先順位があろうかと思えます。

防災の方で実施しているのはやはり避難道。これ主に中山間よりも、海岸沿いの津波が直接襲う地域。これを優先する理由はですね、被害想定を見ると、町が2,300人の最悪犠牲性を出すときの93パーセントは津波による被害であるというふうにいわれているところを根拠にして優先させております。

そういう所で順次整備をしております、町道、林道、農道についてはそれぞれの、防災とはまた別角度の整備もあろうかと思えます。防災を考慮しての迂回路、たくさんあった方がいいと思うんですけど、やはり優先順位を決めて実施している状況で、平成26年3月の議会答弁したときから進捗よくはそんなに、ここで公表するような事態ではないんじゃないかと思っております。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

ありがとうございました。

先の例の本谷の話でいきますと、その迂回路やなくて予備のルートとしてというふうな観点でとらえられる道路はですね、日ごろ農道として使われてる道でございますので、そういった日ごろの農作業とかいったこともそういった意味の道としてですね、地区では重要な道でございます。同じような個所がほかにもあるとは思いますが、そういった所に防災と絡めて何とか整備をしていただきたいというふうに思っております。

全体的なことでもいろいろ判断をされなければならないということは重々分かりますので、それでおしまいと

ということには私はようしませんけども、ぜひ前向きに検討していただきたいと思っております。

続きまして、2番の町有施設の管理ということですね。

設問としまして、保育園跡地や道路沿いの植栽など、また、避難タワーの管理はどのようにしているかを伺いたいと思います。

例としてですね、例えばこの庁舎のすぐ、これは西側になるんですかね、国道からくろしお鉄道の駅までの道沿いに街路樹があります。これが町の管轄かどうかはちょっと私のはっきりとはあれですが、まあ町道だと思えます。それから、駅から商工会館の行く所の山側にもずっと植栽をしています。細かい話になりますと、各小中学校の校門付近にはいろんな築山などもしております。そういった管轄する所がいろいろ違って、極端に言ったら町の管轄外のことも私、今、申し上げたかもしれませんけども。

そういうものの管理についての考え方をちょっと教えてください。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

それでは宮川議員の2問目、町有施設の管理について、通告書に基づきましてお答えを致します。

保育園の跡地や道路沿いの植栽など、また、避難タワーの管理はどのようにしてるのかというようなご質問でございます。

まず、保育園の跡地や道路沿いの植栽などについて、私の方からお答えを致します。

現在、黒潮町内の保育園の跡地、全部で11カ所ございまして、その管理につきましては町の方で年2回程度の草刈り等を行ってございますけども、賃貸借契約によってお貸ししている施設については、入居されている団体をお願いをしているところでございます。

次に、道路沿いの植栽ということでございますが、町道の街路樹ということで言えば、役場本庁前の町道駅前線に植栽があります。これは年1回の環境週間に合わせまして職員が庁舎周辺の清掃を行う際、手を加えている状況でございます。

また、佐賀地区では、町道浜町浦東線にも同様に街路樹を植栽してまして、こちらもやはり町の方で2年1回ほどの剪定（せんてい）の管理をしているところでございます。

避難タワーの管理については、情報防災課長の方からご答弁をさせていただきます。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

それでは、避難タワーの管理についてお答えしたいと思います。

津波避難タワーの管理につきましては、町の方針としては、その他の避難道や避難場所と同じように、各地区の自主防災会へ清掃等の日常的な管理をお願いしたいと考えております。もちろん、施設の修理や改修とかというふうな高額な経費の発生する場合は町の負担となります。この件に関しましては、佐賀津波避難タワーが完成した段階で、町内全タワーの維持管理に関する協定を各地区の自主防災会と協議をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

ありがとうございました。

今の取り上げました避難タワー以外の部分ですね、その分については、言葉が適切かどうか分かりませんが見た目があんまりよろしくないような状態に見えるということですね、もう少し管理の手が入るべきではないかなというふうに感じまして取り上げました。

特にと申しますか、くろしお鉄道の駅前から商工会館の前に至る道の山側に設置している部分につきましてはですね、もともと植えてあった木は枯れて、チガヤ、雑草が伸び放題というふうな状態になっているように見受けられます。日照が続いて、だんだんと木が枯れているような状態が続いてもですね、なかなかそこへ手を差し伸べるということが、管理がそこまで行き届いてなかったという。ちょっと言葉があれですね。管理を常日ごろしてないように見受けられますので、ぜひ、駅前であります、庁舎前であります。

もう一つ、ちょっと抜けておったかと思えますけども、学校の入り口付近の築山。こういったもの、街路樹とか築山というものは素人いますか、一般の人ではなかなか対応が難しいところがありますので、そういうところにも配慮してですね、もう少しこう環境面、外観いますか、そういったものにも気を配っていただきたいと思えます。

再度、答弁をお願いします。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

宮川議員の再質問にお答えを致します。

役場本庁の前の町道駅前線の植栽についてですけれども、ちょうどこの本庁前の線につきましては、町で委託している清掃のシルバー人材センターの方に清掃活動を委託してはいますが、その一環で、アオキの木の周辺等整備をしていただいておりますので、駅前から商工会に向かう所と比較しますと、比較的景観も整っているという状況になってございます。

残念ながら、駅前から商工会に向かう所のあのレンガの植栽については、年に1回の管理に向かう際、自分たちも行くんですけれども、土壌等もうほとんど枯渇といたしますかチガヤが多くなってございまして、なかなか素人では手に負えない。植えているサツキも、ほとんどが枯れているような状況でございます。町の玄関ということにもなりますので、また景観等を整えるようなことも考えてまいりたいと思えます。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

ありがとうございます。

ちょっと漏れておりました築山、小中学校とかそういった部分はどうなっておりますでしょうか。

議長（矢野昭三君）

教育次長。

教育次長（畦地和也君）

小中学校での建築等の管理でございますけれども、基本的に学校の方で管理をしていただいております。職員の方に刈っていただくこともありますし、それから愛校作業等で、保護者の方に草刈り等していただく場合もありますし。

ただ、学校周辺で山等に近い学校で大きな木などが茂ってきた場合につきましては、森林組合等に伐倒等を

依頼する場合もございます。

以上です。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6 番（宮川徳光君）

今の築山とかですね、その前の街路樹とかいったものは、一般の方というか心得のない方が手を加えると、ちょっと手を加えた方に失礼に当たるかもしれませんけども、何いいますか、景観的にいいますか乱れたような状態になりますので、そのへんもちょっと心掛けて対応していただきたいと思います。せっかくいいものを作ってですね、後の管理をそのままにされて、効果といいますか逆効果を生んでいるような状況になっているように思えますので、注意していただきたいと思います。

それでは、次の質問にいきます。告知端末放送についてですが。

告知放送は町からの情報伝達手段の一番手と思えますが、十分に活用されていないような声も聞こえてきます。そういった状況の下ですね、以下を伺います。

利用状況について、町はどのように現状把握をしておいでるか、まずお答えください。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

それでは宮川議員の一般質問、告示端末放送についてのご質問にお答え致します。

この告示端末を使って町の職員が放送を行う場合は、各課の判断基準に任せ放送を実施しております。実施した放送につきましては、告示放送端末サーバー内にどのような放送を行ったのかを記録を取り、問い合わせ等の対応に活用しております。

職員以外が利用する場合につきましては、各区長さんにそれぞれの行政区のみで放送可能な権限をお渡ししております。それ以外の方が利用する場合は、黒潮町情報センター告知放送システム施設管理運営要綱に基づき放送依頼書を事前に情報防災課に提出いただき、内容に問題がないことを確認した上で放送を実施しているのが現状でございます。

ちなみに、どういうふうな利用があったかを少し数字でご紹介させていただきますと、平成26年6月15日から平成27年の12月10日まで、これは544日間です。このデータを調査してみました。その結果、使われた回数というのが全体で4,125回使われております。これは平均すると、一日に7.6回の告示放送端末の利用になっております。

内容につきましては、いわゆる町民のいろんな方が申請書を出して使う分と、それから町の職員が使うIP遠隔端末の数が1,976回。それから、地震等のときに警報を出すJ-ALERT（ジェイアラート）が15回。そして、主に区長さん等が電話を通じて放送する数が2,134回。主に区長さんのご利用される電話の回数につきましては、一日に3.9回の活用となっております。この数値をあらためて分析致しますと、心地端末、非常に多く利用されているんじゃないかというふうに担当の方では思っております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6 番（宮川徳光君）

ありがとうございますと、ちょっと今回は申し上げにくいというのがありまして。

これも私の設問が悪かったのだとちょっと反省していますが、この質問の内容がまるっきり逆のことを答弁してくれたのですが。住民の方がどのように利用している、活用しているかということについて、放送する側の活用じゃなくって、聞く方のことを問うているのですが。

その考えに沿って答弁願います。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、宮川議員の再質問にお答えしていきたいと思います。

放送を受ける側の方がどういうふうに活用、あるいは感じておるかということでございますね。

まず、分かりやすいのはJ-ALERT（ジェイアラート）の15回。これは、先ほど伊予灘地震のときの万行地区のアンケートが、非常にたくさんの方がこのJ-ALERT（ジェイアラート）、告示端末を使って地震の発生を知っておるといふこと、まず大きな利用ではないかと思っております。これは544日で15回でございますけれど。

あと多いのは、やはり区長さんが電話を通じて地域の放送をされる場合。それから、町役場とか各種団体、学校等が流す場合があるんですけど、これ、ひとつ課題として考えておるのは、流れ着く先のスピーカーですね。これが各地区の地域が管理するスピーカーを使う場合が非常に多くて、非常に音がまばら、あるいは風の流れによって聞こえにくかったりする場合があつて、その旨に対する苦情というのはたくさんございます。

ただ、情報伝達手段としてははですね、非常に有効に使われておる。あるいは区長さんの方も、この利用回数から見ても有効に使われておって。ということは、振り返ってみると住民の方も、この告知端末については有効に受け取っていただいているふうに係の方は感じております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

再度お願いしたのですが、また私から、受け取りとしたらですね、1回目の答弁と同じような印象を受けました。

住民の方、極端に言えばですね、もう電源を切つとるという声もかなり聞くわけです。それから、もう絞つとるとかですね。決して、何いいますか、その担当の方を非難しよう思うてこう取り上げてるわけじゃないんですけども、現実にそういう声が聞こえてきますんでそれを解消しなければならないと思つてですね、いろんなそういう状況も把握しているかどうかということをお願いするのですが。

再度答弁願います。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、宮川議員の再度のご質問にお答えしたいと思います。

質問の趣旨がだんだん理解できてきましたけれど、確かにですね、電源を切っておるといふのは、放送がうるさいというふうにとらえる方もおいでるようですね。そういう方。あるいは、声が小さくできるんですけど、その小さくすることをよく系統的にご理解いただかなくて電源を抜いておったりですね、絞っておる人は知ってるけれど、もう聞く必要がないと判断されて使つてないという方がおるということは把握しております。ただ、これは少数だと思っております。

どうして把握するかというと、一軒一軒訪問しております。うちの情報防災係の方で担当を決めて、告示端末を中心にして戸別訪問しておりますので、これは一番注意してるのは、電池が切れてるのに入れ替えてない場合がありますので、それを非常に危惧（きぐ）しております。これを放置すると機械が壊れますので、そういうことがないように一軒一軒訪問しながら。今、議員のご指摘の部分についてもですね、仮に電気を切っておる原因が音がうるさいというのであれば小さくする方法がありますよとか、切っておけば地震津波のときの緊急のときに何も情報が入らないので危ないですから電源は入れてくださいというふうなご指導とか、そういうふうなことは一軒一軒訪問しながら対応しているところでございます。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6 番（宮川徳光君）

一軒一軒回られて情報をつかんでいるということでございますので、逆の立場の情報は件数、数値が入って知らせていただきました。

この件についても、件数が分かっているのであれば教えてください。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、ご質問にお答えしたいと思いますけれど。

ちょっと質問をそこまで深く答弁構えてなかったもので、訪問件数についてちょっと手元にございません。

ただ、訪問件数はすべてつけて確認できますので、また後でご報告させていただきたいと思います。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6 番（宮川徳光君）

今回取り上げた理由がちょっと出てきたように思うんですが。

その、誰のために告知端末放送を全町的に取り入れてということになった場合ですね、やっぱり住民の方のためにはめたとするがですよ。その住民の方が、使い勝手悪い、何とかやからいうて電源切つとるのに、それを問題視あまりしてないように感じるわけですよ。そういうふうにするから今回質問しているわけで、意識をちょっと変えていただきたいと思います。私は思います。

例えばですね、まあ役場なりからの報告放送聞きますとですね、設定で流してると思いますんでそういうことになるかもしれませんが、前日になろうが当日になろうが、何月の何日の何時からというような文言で放送します。例えば、各地区の区長さんがそういうような放送はしません。

（議長から「残り2分です」との発言あり）

延長構いません。

（議長から「はい」との発言あり）

また、例えば、ある案件については、極端にですけども毎日のように放送がある。まあ回数ですね。それから時間帯にもばらつきがあって、例えば、8時前はちょっとないかもしれませんが、7時半を過ぎてからの放送があって。そうすると、お勤めの方は大部分が聞かれないわけで。まあ、録音機能がありまして5つの録音までは聞けるということで、家へ帰ってそれを利用して確認していただければという話になろうかと思いませんけども。

また別の、例えば地区地区でふれあいサロンなんかがあるときには、各地区の区長さんなりが数回放送するわけです。ほいたらまた、町の方からも放送してくれます。これが、何いいますか地区としていいか悪いかはちょっと、いろんな考え方があるところだと思います。

それから、細かいことになるかもしれませんが、放送されてる方も課長さんから声を聞くに、新人さんであろうと思われるような方までまばらでございまして、それによりまして、言葉遣いとかいったことにまでさまざまなことが表れてきます。中には、中学校の生徒さんなんか放送して、すごい今の放送よかったねとかいうような声も聞きます。みんな、聞いて感じるわけですよ。その結果、今の、極端に言うと電源を切てるような状況がイコールで生まれてるとは思いませんけども、そういうことも原因の一部になっている部分があるんじゃないかなというふうに思いますが。

あ、ちょっと待ってよ。ちょっとこれ、2番の方のあれになったかもしれませんが。

そのへんについてどう思いますか。

(松本情報防災課長から「2番の質問に」との発言あり)

議長。

(議長から「はい」との発言あり)

すいません。2番とかぶるいう所がありますんで、2番の質問をします。

放送に際しての考え方や取り決めなどについて何うと致しまして、今申し上げました、前日、当日とかいった、回数とかいった時間帯、部落と町の共催の部分についての考え方などについてお伺いします。

議長 (矢野昭三君)

情報防災課長。

情報防災課長 (松本敏郎君)

それでは宮川議員の次のご質問、放送に際しての考え方や取り決めに関するご質問について、通告書に基づきお答えしたいと思います。

黒潮町情報センター告知放送システム施設管理運営要綱というのがございまして、基本的にはその要綱に基づいた運営をしておるところでございます。

以上でございます。

議長 (矢野昭三君)

宮川君。

6番 (宮川徳光君)

1問目の方で、各課に任せてあるようなことではございましたが、考え方や取り決めは要綱に載っておって、それに基づいてやっておるということですが。

今、私がちょっと述べたようなことについてはどのように取り決めがあるでしょうか。

議長 (矢野昭三君)

情報防災課長。

情報防災課長 (松本敏郎君)

宮川議員の再質問にお答えしたいと思います。

主に放送する時間とかでございますかね。

(宮川議員から何事か発言あり)

時間帯につきましてもこの要綱上ですね、定時放送、時間帯の方が決められておりまして。時間で申しますと、午前6時40分から午前8時30分まで、そして午後0時50分から午後1時まで、午後4時20分から午後

8時15分までというふうに、定時放送の時間は要綱上決められております。

ただ、緊急あるいは重要な事項の場合はですね、町長の判断で運用できるというふうな内容になっております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

ちょっと前後しますが、この告示端末放送について今回取り上げた理由をちょっと述べてなかったようなので、ちょっと申し述べますが。

先日ですね、人命にかかわるといいますか、そういった関連の告知端末による放送がありました。その中で、結果的に無事を知らせる放送がありましたが、その折にですね、別の方の氏名が流れて、すぐ訂正の放送がありましたが、別の方のやつは氏名が入ってました。訂正の放送の中には氏名が含まれていませんでした。それだけじゃなくて、ずうっと今まで言ったように、ちょっと住民の方の中には利用をしないような状況になってる方がおるとい状況の中でこういったことがありましたので、今回取り上げましたというようなことながですけども。

あと、今のあれで言いますと時間帯の答弁がありました。私は、あと放送の回数。まあここまで言うかどうか分かりませんが、対応する職員がですね、さっき言いましたように課長から新米職員までみたいな感じでということがありますんで。

時間帯以外に取り決めてることがありましたら教えてください。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、ご質問にお答えしたいと思います。

時間帯以外にもですね、この要綱上はいろいろ決めておりまして、最大3分以内というふうに決めております。これは3分というか2分しか、区長さんの場合録音できないと思います。というのは、5回繰り返して、5回記憶できて、10分まで記憶できるので、割って2分ですね。要綱上は3分以内というふうにしております。

それから一番大事なのは、使用の制限として以下のことについては放送してはならないというふうにして決めておいて、6項目が挙げられております。

1つは、私的な内容。

2つ目は、営利を目的にした内容。ただし、放送責任者の許可を得た放送についてはこの限りではないと。

それから3点目としては、特定の個人もしくは団体を中傷し、ひぼうする内容。

4点目としては、選挙運動に関する一切のこと。

5点目としては、宗教または宗教団体に関すること。

6点目としては、その他これに類する事項、というふうな取り決めも要綱の中ではしております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

時間を延長してもらっております。若干時間がありますので、もし分かれば教えてください。

今、告知端末の端末機からラジオが、FMが2局聞けるようになっておりますが、これに掛かる、以前に聞いたかもしれませんが、経費がもし分かれば教えてください。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、ご質問にお答えしたいと思います。

FM2局流れておりますけれど、再送信同意の許可は申請しますけれど経費としては特に掛かっておりません。以上でございます。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

ありがとうございました。

今回、告知端末を取り上げたもともとのところは、今、ちょっと答弁を受けて感じるところとことダブるところがあるわけですが、放送をする側がどうかことではなくってですね、受ける側がどうなのかということにちょっと意識を置いてもらってですね、それで取り組んでいただければ、今指摘したようなこともおのずと改善するのではないかなと思ひまして、この問題を取り上げました。

時間を延長していただきまして誠に、皆さんにご迷惑掛けました。では、これで私の質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（矢野昭三君）

これで宮川徳光君の一般質問を終わります。

この際、10時45分まで休憩致します。

休 憩 10時 28分

再 開 10時 45分

議長（矢野昭三君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の質問者、浅野修一君。

12番（浅野修一君）

議長のお許しをいただきましたので、ただ今より、今年最後となりますが一般質問の方に早速入らせていただきますと思います。

今回、3点ほど質問事項を構えらせていただきました。

まず最初に、1番としまして防災・減災についてですが、この件につきましては9月の一般質問でもさせていただいたところでございますが。

昨年の御岳山噴火で多くの犠牲者を出したことは記憶に新しいわけですが、その後も桜島、阿蘇山など、火山活動が活発で、また、震度3とか4とかいったような地震も各地で頻発しておるのが現状でございます。町民の南海トラフ地震への不安を少しでも解消致しまして、犠牲者を出さないことが町の務めと考えております。耐震化なくして犠牲者ゼロはあり得ないと思っております。町の現状と今後の対策について問いたいと思ひます。

まず、カッコ1番と致しまして、居宅の耐震化については、職員の方による地道な戸別訪問などによりまして、耐震診断まではかなり進んでいると思ひます。

現時点の耐震化率、また、今後の対応と見直しの方をお聞かせいただきたいと思います。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

それでは浅野議員の一般質問、防災・減災についてのご質問にお答えしたいと思います。

まず1点目の、住宅耐震に関するご質問についてお答え致します。

平成27年12月時点の当町の耐震化率は、現在、改修工事認定済みを含めて39.7パーセントでございます。

今後の対応としては、これまでに耐震診断を実施した方758人のうち、まだ耐震設計の済んでいない方612名を対象にして、個別相談会を今年度中に開催してまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

浅野君。

12番（浅野修一君）

9月時点となれば、少し率の方も上がってるかなというふうには思うわけですが、耐震設計の方がまだまだ進んでないようですので、その進め方といいますか、今までどおりであれば現状のような進み方のベースになってしまう部分があるかと思います。

今後ですね、どのようなその方法といいますか、地区を決めて回るかどうか。仮に、今月は早咲地区を回しましょう、来月は本村地区を回しましょうっていうふうな、そういった地区を決めたような回り方といいますか、診断をしていただくお家の方のその回り方についてもそういった方法を取ったりすれば、もう少し目に見えていいですか。町内全体を見渡す方法ではなくて、そういった方法もあろうかと思いますが。

そのへんはいかがでございましょうか。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、浅野議員の再質問にお答えしたいと思います。

耐震診断を中心にした戸別訪問というのは、現在も専門の方と委託して実施しております。こちらの方はですね、月に20件から30件、常に一定のペースで増え続けております。

今の耐震改修、耐震率を上げるための大きな課題としては、診断をした方が設計に進んでいないというところの数が大きな問題だととらえております。そちらの方についてはですね、もう個別にご案内状を出させていただいて、個別に説明会。恐らく、設計するための負担のこととか、それから設定後の状況とかいう、事務的なことも踏まえてやはり分からないことがたくさんあろうかと思っておりますので、できるだけ認定する設計事業者の方とかですね、町内の商工会、あるいは建設労組の方にもご協力をお願いしながら相談会を実施していきたいと思っております。それが一番、今、効果が出るんじゃないかというように思っております。

議長（矢野昭三君）

浅野君。

12番（浅野修一君）

やはり、今言っていただきました戸別訪問とか、そういったことがやっぱ目に見えて進んでいく一番の方法だと思いますので、これはもうぜひ続けていただきたいと思います。

それで、自分が9月の質問の折にもずっと心配いいますか、危惧（きぐ）しておって質問させていただいた

わけでございますが、阪神淡路の大震災の方がながいですけど。居宅の全壊の方が10万4,906件ですか、それと、半壊でも14万4,272件と。結局、昭和56年以前の分のお家の方がたくさん阪神の方にはあったというふうなことで被災された方が、または犠牲になった方が多くおられることは皆さんもご存じやと思いますけど。それを何とかなくさないことには、町長が以前から言っておられます犠牲者ゼロというふうなことはちょっと不可能かと思えます。そのへんも含めまして、スピード感持ったそういった日々の対応いいますか、係、また係を超えたいうか、情報防災課だけでなくほかの課とも連携した取り組みというか、そういった広がりを持っていただきたいと思えます。ぜひ、これはスピード感は忘れずにやっていただきたいと思えます。

続いて、次の2番の質問の方に入りたいと思えます。

9月議会の答弁で、ローコストな耐震補強等について、10月に県から来町して説明があるというふうなことでお伺いしておりましたが、町にとって、また、住民の方にとって有益な情報はあったのか。あればどのようなもので、今後はどういうふうに生かしていくのかというふうな点についてお伺いしたいと思えます。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

それでは、浅野議員の防災・減災についての2番目のご質問、ローコスト耐震補強に関するご質問にお答えしたいと思います。

低コスト耐震補強、いわゆるローコスト耐震補強に関する事業者対象の候補の勉強会は、これまでも県内各地で実施されてきたところがございますけれど、黒潮町では10月の21日に初めて実施を致しました。

これまで町内で耐震改修が進まなかった原因の一つには、耐震改修工事には数百万から家を新築するほどの金額が掛かるというふうな、根拠のない風評が町内に多く存在したことがあったのではないかと考えております。

高知県では、木造住宅耐震診断マニュアルー低コスト耐震補強促進版を作成して、低コスト耐震補強工事の導入を推進しております。

ちなみに、平成26年度、平成27年度で、黒潮町で改修工事を行った町内の30件の改修工事の平均工事額は144万3,036円でございます。この平均工事額を例にすると、そのうちの92万5,000円が黒潮町から補助されますので、耐震工事に対する個人負担は実質は51万8,036円となります。また、今年の11月からは代理受領制度を設けて、耐震設計、耐震改修に関する町補助金を直接事業者へ支払うことができるようになっておりまして、住民の方が設計費および改修費を全額準備しなくてもよくなっております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

浅野君。

12番（浅野修一君）

ありがとうございます。

今の金額的なものを言っていただきまして、自己負担51万8,036円というふうなことで。だいぶいいですか、自分たちが聞いておるその金額から言うと、手の届きやすくなったというふうな金額になったかとは思えます。

それでも、町内にはご存じのように独居老人の方、ご高齢の方がたくさんおいでまして、その方にとりましては、50数万円というふうなことでもなかなか手が出ないというふうなこと。それと、高齢っていうふうな思いを持っておられる方がほとんどなもので、今さらそういった工事をしなくてもいいというふうな、半分、自分からしましたらあきらめとまではいかんかもしれんですがですけど、そういったふうな受け止めにせざるを得

んような言葉も聞くもので、やはりできれば自己負担ゼロっていうふうなことが一番かと思うがですけど。

その9月の折にちらっと広報的なことで、10月のその会議以降にそういった広報も県の方から提案があるだろうからというふうなことがありましたが、新工法いいですか、以前とはもう随分安価になったというふうな、そういった工法の方はございませんでしたでしょうか。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、浅野議員の再質問にお答えしたいと思います。

安価な工法が進歩があるかというふうなご質問だと思うんですけど。こちらにちょっとお示しさせていただきますと、高知県が構えている高知県木造住宅耐震診断マニュアルと低コスト耐震補強促進版という資料がございます。こういう具体的な資料を構えて、県の方は設計者の方、建築の事業者の方中心に勉強会を繰り返しておるところでございまして、当町でもそれを実施したとこでございまして。

工法は、またこれからも進化するものであると思っております。これまで、先ほど紹介した平均金額のことを言いましたけれど、実際の事例としては補助金内ですべて収まって、個人負担がゼロという件もあります。

従いましてですね、ぜひ住民の方に声を大きくしてお伝えしたいのは、耐震診断をしてほしい。これは負担金ゼロです。そして次に、耐震設計をしてほしい。これは30万から32万4,000円ぐらいの費用が要りますけれど、大体30万まで町が補助しますので、まあ多く要っても消費税並みですね。2万4,000円ご負担いただかなければいけない場合が多いですけど、場合によっては補助金内でやられた方もおいでますので、設計までをぜひしてほしいということですね。設計をすると、自分の家がどれぐらいで負担で直るか分かります。その時点で、改修をするかしないかももう一度判断できますので、そこで設計をしたから必ず改修に進まなければいけないという義務は制度上ございませんので。設計まで進んでいただいて、自分の家の費用について自己判断をしていただきたいと思います。

当然、その設計についてもですね、先ほど紹介しましたように工法は随分たくさんあります。事業者によっては、基礎が得意な事業者、あるいは柱、筋交いとかでやられる方、さまざまな事業者の得意な分野がございますので、そういうふうな設計をぜひやっていただきたいと思います。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

浅野君。

12番（浅野修一君）

ありがとうございます。

自己負担ゼロというふうなお話もございましたので、ぜひそういったことにいつても自分からも問われたときにはぜひ答えて、自分も広げていく一人になりたいと思います。

設計の方も、2万とか3万までぐらいの自己負担ということなので、この件についても同じように広めて。課だけで広めるんじゃなくて、やっぱその職員全体で広めるっていうか、そういう話を町民、住民の方に広げていくことが耐震化促進に一番手っ取り早くて、一番効果があることだと思います。ここにおいでる方も、皆さんそのことは日ごろからちょっと心にとめておいていただきたいと思います。

それで、この耐震ながですけど、先ほど課長の方からご紹介ありましたマニュアルの方、自分もこれ頂いてますけど。これにも書いてますように、大地震があつて、たまたま訪ねてきた家族や友達、ともどもその命を落とすかもしれないというふうな危険性。そういった老朽化した家屋にはそういった危険性が含まれておりま

すんで、今後もこういった広め方、いろんな工夫次第で今よりはもっともっとうスピードを上げることも可能かと思えます。町内全体でそういった問題意識を持って、新しいこと新しいこと、どんどんどんどん広げていっていただきたいと思えます、どうぞよろしくをお願いします。

それと、以前に訪問したお家の方があきらめたような方もおりましたので、今日お伺いした言葉、課長の言葉など、その方にも伝えていきたいと思えます。今後とも、みんなで行わなければならないことだと思っておりますので、どうぞまたよろしくをお願いします。

1 番につきましては、これで終わらせていただきます。

次に移ります。2 番目と致しまして、これまで9月の一般質問にもございましたがちょっと抜かたご部分もございましたので、今回また再質問というふうなことでさせていただいております。

2 番目に、子育て支援についてですが、これについては、国、県、町はこれまで子育て支援についてさまざまな施策を行ってまいりましたが、果たしてその施策が現実に入ったものであったか疑問が残るところがございます、今回また質問とさせていただいております。少子化対策につながる、黒潮町の保育についての考えをお聞きしたいと思います。

まず1番と致しまして、保育所被災時の、保育所が震災とか災害に遭ったときの保育所職員、および本庁内の一般職員の方ですね。この方々の対応についての町の考え方をお聞きしたいと思います。

議長（矢野昭三君）

教育次長。

教育次長（畦地和也君）

それでは浅野議員の、保育所被災時の職員の対応についてお答えをしたいと思います。

保育所が被災する場合、地震、津波や風水害などの自然災害のほか、火災などの場合が想定をされます。

各保育所では、これらの災害に対応するために保育所ごとに独自の防災マニュアルを毎年度作成をし、火災対応、地震津波対応について個別に定めております。

今回は地震津波災害に対する対応について、発災から被災直後を中心にご説明をさせていただきたいと思えます。町内4保育所、それぞれ置かれた環境には違いがあり、当然細かい部分では対応が異なりますけれども、ここでは保育中の対応について、共通した部分についてご説明をさせていただきます。

地震の発生は、室内で保育をしている場合、園庭や屋外で保育をしている場合、夏場のプールや水遊びをしている場合など、さまざまな場面が想定をされますけれども、基本的に地震が発生をした場合、園児に対して保育士は的確な指示。例えば、机の下にもぐりなさい、しゃがんで頭を守りなさい。パニックを防ぐために、先生がいるので大丈夫などの声掛けなどをし、室内にいる場合には、まず出口の確保。火災などの二次災害が発生しないよう行動をするとともに、情報収集に努めます。

揺れが収まった後、室内にいる場合には、園児の頭部を保護させつつ、園庭に出よう指示。保育士は、室内に園児が残っていないかを確認した後、全員の人数を確認をし、避難場所に誘導を致します。その際、職員は園児名簿と引き継ぎカードを必ず持参するようにしております。保育所には自分で避難することが困難な乳幼児が入所をしています。それらの園児を移動させるためには、おんぶひもやバギー等を利用して避難することになりますが、一人の職員が複数の園児を避難させなければならない状況になるため、例えば、佐賀保育所では、佐賀小学校、佐賀中学校との合同の避難訓練。中央保育所では、入野小学校、大方中学校、大方高校との合同避難訓練など。また、他の保育所においても、保育所に近い地域住民の方との合同避難訓練を通じて、発災時に外部の協力を得られるよう、普段から対策を整えているところでございます。

そして、避難場所に避難できましたら、再度人数を確認、園児の体調やけがの有無の確認を行い、関係機関

に連絡を取り、必要な場合は応援を要請をします。その際、保護者への対応は、安全が確認できるまでは行わないこととしております。警報等が解除をされ、安全が確認できた後に園児は保護者に引き渡すことになりまされども、引き渡しの際には、事前に作成をしています引き渡しカードを基に、引き取り者の確認をしてから引き渡しを致します。

以上が、地震津波発生時における、保育所における職員の対応の一連の流れになります。

このような想定が発災時に的確に実行できるよう、保育所では毎月避難訓練を実施。併せて、園だよりを通じて保護者へ安全活動に関する啓発や地域との合同避難訓練。園児には、防災に関する絵本の読み聞かせなども実施をしております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

浅野君。

12番（浅野修一君）

ありがとうございます。

今の説明の中で、引き継ぎカードとか引き渡しカード、これ大事なことやと思います。発災の折には、それこそ混乱が一番足を引っ張るといいますか、ことでもありますんで。そういったカードを使うっていうことをその職員の方にもこれからもどんどん植え付けていうか、そのカードの実際のあったときのことを訓練の中にも取り入れて、ぜひやっていただけたらと思います。

それで、訓練は毎月やっておられるっていうふうなことながですけど、避難場所は。それぞれの避難場所の方は決まっておられるでしょうか。

それと、中央の場合には今度新庁舎の方もできてきますんで。まあ、まだまだ形にもなってない所の話でなながですけど、新庁舎ができたなら、また中央の方は新庁舎の方になったりもするのかっていうふうな部分も含めまして、その避難場所の件、ちょっと教えていただけますか。

議長（矢野昭三君）

教育次長。

教育次長（畦地和也君）

避難場所につきまして、今、中央保育所のことを出していただきましたので、中央保育所を中心にご説明をさせていただきたいと思いますが。

保育中、保育所内に園児がいる場合につきましては、今のところ錦野の児童公園の方に避難をすることとしております。

園外保育中における避難場所につきましては、それぞれの園外保育の活動場所によって避難場所を定めております。例えば、入野の浜周辺で園外活動をしている場合につきましては、浜の宮の避難タワー。それから童夢館付近ですと、万行地区、あるいは町地区の避難タワー。それから大規模公園付近でありますと、荒神山等の避難場所への避難ということになっておりますけれども、基本的には、第1次避難を避難タワーということではなくて、できるだけ山の方に逃げることをしておりますけれども、当面の避難場所と致しましては以上のような説明になっております。

そのほかの保育所につきましても、各保育所の置かれている場所によって避難場所を定めておりまして、すべて先ほどご説明しました、毎年度作成します保育所のマニュアルの方に記載をしております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

浅野君。

12 番（浅野修一君）

ありがとうございます。

毎年度、そういった洗い替えといたしますか、そういったこともやっておられるようですが。

避難場所については、これは町民全員に言えることながですけど、いつ、どこで遭うやら分らんこと。災害はそういったものですので、複数といたしますか、先ほど次長が言われたように、この場合はどこ、また、この場合はどこというふうな、複数の避難場所の設定は十分に必要があると思いますので、そのへんも保育所の方とも連携しながら、ぜひ今後続けていっていただきたいと思います。

それで、9 月にもちょっと質問で出ささせていただいたがですけど、やはりその受け持ち人数が多かったりするもので、また次の2 番の質問にもなるがですけど。被災の折には、やはりできるだけ少ない園児の方の誘導というふうなことが大事やと思いますんで、そのへんもまた今後の課題としていただけたらと思います。

1 番の質問はこれで終わりますが。

続いて2 番の、1 歳児の受け持ち人数、おおむね6 名を4 名、もしくは5 名にできないか、ということでございます。

このことは、9 月では0 歳児とか3 歳児を中心とした質問の方で終わってたもので、ちょっと1 歳児のことが自分としては抜かってたもので、今回また再質問みたいなことで質問させていただきようがですけど。

6 人を見るって、1 歳になるとやっぱり行動範囲いうか、歩き回ります。早い子は走り回ります。ということで、あまりにもその6 人を1 人で見るっていうふうなことは、ちょっと無理があり過ぎるんじゃないかというふうな思いがあります。その上にですね、今、中央だと思いがですけど、1 歳児を7 名ぐらい見ているときに、そういった場合があるようなので、これはちょっといかがなものかという思いがありますので。

そのへんを含めまして、お答え願えたらと思います。

議長（矢野昭三君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

それでは通告書に基づきまして、浅野議員の、1 歳児の受け持ち人数の変更について答弁をさせていただきます。

保育士の1 歳児の受け持ち人数を、国基準のおおむね6 名を4 名か5 名に変更できないかのご質問でございます。

まず、12 月1 日現在の各保育所の1 歳児の受け持ち園児数です。

佐賀保育所が、6 名に対して保育士1 名。くじら保育所が、7 名に対し保育士1 名。中央保育所が、27 名に対し保育士が4 名ですので、実質6 名受け持ちの保育士が1 名、他の3 名は7 名受け持っているという状況になっております。

町の基本的な保育方針としまして、これまで国が定めた受け持ち定数の基準に基づいて保育士を配置をしまいりました。保育士も日々、子どもたちに精いっぱい向き合い、保育を行っております。こうした中、町内の保育所において、一人の保育士が1 歳児6 名ないし7 名を受け持った現状の中で、保育に大きな支障があり、子どもの成長に悪い影響を与えているという状況にはあると考えておりません。

こういったことで、現在の配置基準を変更をすることについては、現在のところ考えておりません。ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

浅野君。

12 番（浅野修一君）

今のご答弁の中で、支障を来しておりますというふうな答えかなと喜んでおりましたが、来してはいないというふうなご答弁だったもので、ちょっと自分の思いとはあまりにもギャップがあり過ぎるというふうな思いで今いっばいです。

先ほどの質問でもありましたけど、被災時とこの受け持ち人数の関係でもものすごい関係が深いわけですが、被災の折に、7人持っとして7人は、当然連れては行けません。ほかの職員の方、保育士の方とリヤカーに乗せて避難というふうなこともなろうかと思うがですけど。

どうしてもですね、その1歳の子を7人。今もありましたように、中央では早や2クラス7名見ておられるというふうな現状もありますんで。これにつきましても、見れるか見れないかっていう部分では、見れるかもしれんです。9月に町長の方から答弁がありましたが、保育士はプロだから、それはもうプロに任したいってというふうな言葉も聞いたわけですけど。いくらプロでもですね、そういった見れるか見れないかっていったらもう、放たっと思ったら見れるかもしれんというところやと思うがですよ。見るっていうことは、やっぱりその子に寄り添うということが一番大事だと思いますんで、それが保育士やと自分は思ってますんで。そういう意味合いでも、現状の7名ってというふうな場面をなくすことへの努力はもう惜しんでほしくないがですよ。そうしないと、子どもは絶対育たんと思います。そのときは、その場は過ごせても、後でいろんな弊害ができてくると思います。それを防ぐためには、やはり見直し。

国は国としての、理想やと思うがですけどそういった数字を出してきます。何へんにおいても、受け持ちは何人何人というふうなことで数字を出してきます。ほかのことで、予算にしてもそうながですけど。予算にしても国は、これはこれだけのものでやれというふうなことで上から来ますけど、やはり黒潮町は黒潮町で育てるというふうな、みんなの思いを子どもたちに伝えていかないと育たんと思います。そのことが黒潮町存続の。自分、一番思うがですけど、そのことが一番黒潮町を大事にすることであり、黒潮町が続いていくことだと思いますんで。今をただやり過ごすがやなくて、そういった意味でぜひですね、このことには取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

それについて教育長、よろしいですか。

議長（矢野昭三君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

再質問にお答えを致します。

ご質問の、国の基準をいわゆる変更をして運用をするということになりますと、それ相応のやはり理由が必要になってまいります。今、6歳児のことが出ましたけれども、当然0歳時、あるいは3、4歳児、5歳児も同様でございます。

そういったことで、ご質問の趣旨は理解はできますけれども、やはり保育士というのはですね、まあ専門のプロとして職務に当たっております。そういったことでですね、現状を踏まえてご理解をいただきたいというふうな思います。

それから、被災時の震災時のことも出ましたけれども、これについては当然、中学生、あるいは小学生、そういった子どもたちの力を借りて一緒に避難をします。あるいは地域住民の方、そういったお力もお借りをする必要があろうかと思ひます。そういったことで、現状で運用を行いたいというふうな思っておりますのでご

理解をいただきたいと思います。

以上です。

議長（矢野昭三君）

浅野君。

12 番（浅野修一君）

今の課題ですと、教育長は保育所全体で見るべきというふうなご発言やったと思うがですけど。

自分の最小限の希望というか提案としましては、この1歳児についてちょっと無理があり過ぎるからというふうな思いの質問でございまして、1歳児に対するそういった手厚いいますか、見るに見れんような状態をつくらんようにしていただきたい。現状の規定にある6名でも無理なのに、今7名になっているというふうなところ。そこを見直していただけたら、もう少し自分の思いに近づくかなというような思いもあります。まあ、ほんとは5名がベストやと、自分はいまだに思うちょうわけですけど。

そういったことはやはり、先ほども申し上げましたように、子どもを育てる上にはやはりこの時期が一番大事ながですよ。この時期を逃したら、後が大変になるがですよ。9月でも申し上げました、小学校に上がって、中学校に上がって、そこでまた今まで目に見えなかったことがそこへ出てくるっていうふうなこともありますんで、ぜひこの件は町長含め、皆さんでいま一度ご検討の方をお願いしたいと思いますが。

町長、その件につきまして一言構いませんか。よろしく申し上げます。

議長（矢野昭三君）

町長。

町長（大西勝也君）

すいません、9月議会と同様の答弁になりますけれども。

現行でもですね、ただ手間を掛けずに保育をしているという認識は持っていないくて、7人でも十分保育士さんにご対応いただいていると思っております。

ご質問の趣旨もよく分かりまして、なおそれ以上の保育の精度を高めたいとか、さらにより良い保育をということであると、少し検討する材料が違ってくると思いますので、またご意見参考にさせていただきながら、現場にも少し伺いもさせていただいてということでご理解いただければと思いますが。基本的にはですね、国の基準で運用させていただきたいと思っております。

議長（矢野昭三君）

浅野君。

12 番（浅野修一君）

ありがとうございます。

町長、今のご発言いただきましたけど、やっぱり現場へ行っていただいて。町長も、副町長も、ほかの課長さんも一緒ながですけど、現場へ行っていただいてどういう状態かっていうことも把握していただいて、その上でまたご検討いただけたらと思いますんで、ひとつよろしく申し上げます。

続きまして、3番に入りたいと思いますが。

保育料が高いことが、少子化の一つの要因のように思われます。見直しはできないかということでございますが。

ご答弁をお願いします。

議長（矢野昭三君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

それでは次に、保育料が高いことが少子化の一因ではないかと。見直しはできないかのご質問に答弁をさせていただきます。

少子化が進んでいく中で、子育てに対する支援策は非常に重要であるというふうに考えております。特にわが国におきましては、教育費に占める家計負担の割合が大きく、OECD、経済開発協力機構に加盟する34カ国の中でも、教育費の公的負担割合は極めて低くなっています。

文部科学省が平成26年10月に作成をしました少子化対策についての検討資料によりますと、親が理想の子どもの数を持たない理由として、子育てや教育にお金が掛かるからと答えた人の割合が60.4パーセントと、断然多くなっております。そして、子育てに掛かる経済的な負担として大きいと思われるものにして、最も多いのが高等教育。これは、大学、短大、専門学校でございます。そして2番目として、学習塾などの学校以外の教育費として答えております。それから3番目が、保育所、幼稚園というふうになっております。

実際、文科省の教育費負担の調査資料では、子ども2人を大学まで卒業させた家庭では、子どもが高校、大学、短大、専門学校などへ在学する時期に、その家庭の生涯における教育費の大半が集中をしているということになっております。その時期の親の年齢は、40歳代後半から50歳代中ごろというふうに示されております。

一つ具体的に示した資料がございます。これも文科省の資料でございますけれども、子ども2人を大学まで卒業させる場合に必要な教育費は約2,600万円と試算をされています。これは、小中学校は公立、それ以外は私立という場合でございます。

また、仮に31歳で第1子、33歳で第2子を出産したとして想定をした場合に、第1子と第2子が幼稚園、保育所に入園をしている時期には、親がこれ35歳から40歳と想定をしておりますけれども、その家計の所得。この所得に占めるこの教育費の負担割合が20パーセントと示されています。これに比べて、第1子、第2子が大学に進学した場合。これは、親が50歳から55歳の年齢になるとされておりますけれども。その場合は、家計所得に占める割合が70パーセントを占めるという調査データがございます。このように、この時期の家計負担の割合が非常に大きくなっております。こうした現実が、若い世代が将来の子育てに漠然とした不安感を持ち、そういったことが少子化の大きな要因となっているものというふうに思っております。

保育料が高いことが少子化の一因とのご指摘でございますけれども、保育料につきましては世帯の所得に応じて14階層に区分をしまして、家計の負担にも配慮した保育料とさせていただきます。また、本町の保育料につきましては、近隣市町村と比較しても決して高くはなく、減免措置等、可能な限り保護者の負担軽減を図っているところでございます。

ご質問の少子化対策としての保育料の減額につきましては、非常に多くの財源を伴います。家庭の負担軽減には有効な施策ではあると思っておりますけれども、先ほど説明をしましたデータなどから考えますと、非常に多くの財源を伴う割には、直接少子化対策にはつながりにくいのではないかと予想もされます。少子化対策、人口減少対策としては、あらゆる施策の中で総合的に判断をしていく必要があるのではないかとこのように思っているところです。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

浅野君。

12番（浅野修一君）

ありがとうございます。ありがたくないお言葉でございますけど、ありがとうございます。

今もございましたけど、保育所で家庭に対しての20パーセントぐらいの負担が掛かるというふうなことでご

ざいますが、私も思いますに、この負担をですね、保育所の折に軽減をしておけば、その分、大学の方にも回るようになると思います。軽減をして、大学の方の負担の70パーセント言いましたかね、その部分にも持ってもいけるというふうなこともなろうかと思えます。

保育料ゼロというふうなことが自分は理想やと思うんですが、まあそれはちょっと無理があり過ぎるものでそこまでは言いませんが。やはり、ほかの市町村と比べてもあまりに見劣りしないっていうふうなお言葉でございますけど、ただ、黒潮町めっ所に安いねっていうふうなことが広がりますと、また黒潮町に住んでいただける方も増えろかと思えます。町民人口が増える可能性もありますんで。そういったことへの波及効果もあると思えますんで、そのへんも含めまして、今後の課題にこのことにつきましてもぜひ取り入れていただきたいと思えます。

それと、先月、九州の方へ研修に行かせていただいたんですがですけど、そこで、九州の多久市の職員さんやったと思うんですが、職員さんですけど、あまり口もといえますかはっきりとは言わなかったんですけど、自分もやっぱり保育料の見直しは必要やと思えます、というふうなこともおっしゃってました。やはりこのことは、家庭の財政を圧迫するっていうふうなことではほんとに大きい部分がありますんで、このことをぜひ検討していただきたいと思えます。

2番の子育て支援についてはこれで終わりますが、また保育所に何か問題ございましたらまたぜひ質問の方を行いたいと思えますんで、質問がないような状態をぜひよろしくお願い致しますと思えます。

続きまして3番の、山林保護、および鳥獣被害対策についてでございます。

このことはですね、自分、随分前から思っておったことなんですけど。子どもころ、よく近くの海に貝採りとか魚釣りなんかに行ったんですけど、磯にはコンブとか藻がいっぱい生えてましてね、貝とか魚も本当、多くおったがですよ。でも、ほんとにその時分は自然も豊かやったがんですけど、それが今では岩が丸裸いいますか、つるんつるんになって藻が全然ないような状態ながです。それ見たときに、悲しいというよりは何か怖いような気がしようがですけど。そういった意味を持ちまして。

(議長から「質問中ですが、残り2分です」との発言あり)

すいません議長、延長構いませんか。

(議長から「はい」との発言あり)

はい、お願いします。

(議長から「目いっぱいやります」との発言あり)

はい、ありがとうございます。

そういったことで、山林保護は黒潮町の未来へのキーワードではないかということで、また近年、全国的な問題に鳥獣被害もございます。農林業者はもちろん、一般住宅やゴルフ場などの施設への被害も聞かれています。今では、高速道路通ってますと動物注意。クマとかタヌキとかの絵が看板によろ見受けられます。多くの町民が被害を受けておることに対して、対応にほんとと苦慮していると思えます。町の考えを聞きたいということで。

まず、その1番と致しまして、他県で、漁師の方が山に植林をしたっていうふうなことを聞いたことがございまして。山は天然のダムともいわれるように、広葉樹を植えることで保水力が上がりまして山の保護になり、その上、ミネラルの豊富な水が川へ流れ、そして豊かな海をつくるというふうな、以前からそういうことで、きれいな海は保たれておるのやと思えます。

未来の黒潮町のためには山への投資が不可欠やと、自分は思うております。

その点につきまして、答弁の方よろしく申し上げます。

議長（矢野昭三君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（尾崎憲二君）

それでは浅野議員の 3、山林保護、および鳥獣被害対策についての、未来の黒潮町のために山への投資はできないかについてお答え致します。

森は海の恋人と例えられていますように、森で培われた豊かな滋養分が、水を通じ川から海へ流れ込み、海の豊かさになって海の生物を育てています。その自然の恵みを農林漁業者の手によって、私たち国民の命は支えられています。しかし、森林を取り巻く情勢は、森林所有者の高齢化、不在地主化による森林所有者の森林制御意欲の減退、長引く木材価格の低迷等が相なり、適時、適切な森林管理が十分に行われていない森林が発生しています。

黒潮町では、森林の管理が適正に行われるように施策計画を立てた森林所有者の負担軽減を図るために、当初予算で造林事業費補助金、公益林保全整備補助金を計上しています。

補助の内容は、作業道の開設、保育間伐、搬出間伐、育成間伐を行う経費に対する、国、県補助金への上乗せ補助をしているものです。また、四国コカ・コーラボトリング株式会社と協働の森づくり事業を、熊野浦地区久保浦山で実施をしています。

このように、黒潮町として整備の遅れている森林を健全な森林へ誘導するために、森林所有者への費用の一部を助成することにより、適正な森林管理に取り組んでいるところです。

また、間接的ではありますが、森林を管理するための林道の維持修繕を行いながら、効率的な森林管理が行えるように取り組んでいます。

冒頭、議員にありましたが、他県では漁業者も植林をしているということですが、黒潮町でも小中学生を対象に記念植樹体験を行っています。この実施日が平日のため、漁業者は直接参加はできませんが、漁協職員が代表して参加していることも申し添えさせていただきます。

以上です。

議長（矢野昭三君）

浅野君。

12 番（浅野修一君）

ありがとうございます。

補助であるとか、コカ・コーラさんとの連携による助成なんかもあるようですが。

ただですね、山に囲まれた黒潮町ですので、80 パーセントを超える山を持ってますんで、ただ単に山を整備せえ整備せえいうてもなかなか、どこから手を着けてええやら分かんがが現状やと思います。それはよう分かるがですけど。

ここに、これは新潟の漁連さんの分ですかね。先ほど課長も、森は海の恋人というふうなことでございますけど。そこに、もしも森がなかったらということで、ちょっと読ませていただきますが。

20 世紀後半、人間は高度成長とともに水の利用と水害の防止という面から、森や河川にさまざまな負荷を与えてきました。それが水環境や生態系にいろいろな影響をもたらしています。もしも森がなかったら、直接地面にたたきつけられた雨水は一気に地面を削り取り、流れ出し、水害を引き起こし、人間の生命と財産を奪うかもしれません。また、海に流れた濁った水は、魚介に悪影響を及ぼします。魚介に及んだ影響は生態系を回って、人間を含む地球上の生物に影響を与えます。

というふうなことで、これが新潟の漁連さんが出しちょう分ながですけど。そういった意味でですね、やっ

ぱり海に従事されている方も山を大事にせんといかんことを、もう全国的に言っております。このことは黒潮町でもね、絶対取り上げるべきことであり、いま一度、そのきれいな海ありますか、藻の生えた、コンブの生えた磯を早く取り戻すことが一番やと思っております。早くといひましてもこれは気の長い話で、50年、60年、70年というふうな時間が要ろうかと思えます。でも、これやっとかんと後世に残せれん。黒潮町を残すことができんような場面が来ると思えますんで、今からやらんことには始まりませんので、ぜひこのことは町として取り込んでいただきたいと思います。

それでもう一つ、全漁連さんの方にも出てまして。海の魚を育てるには、山の森を豊かにすることと、川をきれいにすることがとても大切とあります。

やはり黒潮町も、第一次産業の漁業、水産業がほんと盛んな所でありますけど、漁獲高も減ったりとかっていうところでは、やはり山が荒れて、山の荒廃が進み過ぎたという現状をもって、今の水産業の低迷もあろうかと思えます。数字ういか目には見えてないですけど、そういったことが十分考えられると思えますんで、その点、今後も検討の課題の上に挙げていただけたらと思えますんで、よろしく願います。

1番はもうこのぐらいに致しますんで。

次に、最後の2番の、鳥獣駆除や防護柵の設置等に補助金を出すなど、町も対応は行っているが、守りではなく攻めの意味で、奥山にクリやドングリといった木を植え、イノシシやシカを山へ帰すような方策ですね。

こういった対策が必要ではないかと思えますが、それにつきましてご答弁をお願いします。

議長（矢野昭三君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（尾崎憲二君）

続きまして、浅野議員のカッコ2、イノシシやシカを山へ帰す対策が必要ではないかについてお答えします。

黒潮町においては、有害鳥獣被害防止対策事業として、侵入防護柵や捕獲おり制作への補助、ならびに有害鳥獣捕獲報奨金を行っています。

今議会でも補正予算を提案させていただいていますように、有害鳥獣被害は年々増加の一途です。森林は、20年から30年に一度は計画的な間伐を行う必要があります。森林所有者は土地に太陽の光を取り入れるために計画的に間伐を実施し、間伐後には定期的の下刈りを行い、間伐後の隙間には天然木が生えないように管理をしながら、優良な木材を育てる環境づくりをしています。

鳥獣を山へ帰す対策が必要ではないかについてですが、森林所有者にとっては、優良木材を育てるために管理をしている森林に有害鳥獣を侵入させることとなります。シカによる樹木の枝葉やハクヒの食害の被害拡大や、イノシシによるタケノコや菌茸類の食害を増大させることが危惧（きぐ）をされます。

国も、野生鳥獣による被害対策については、侵入防護柵の設置による植生の保護、捕獲による個体群の管理等の対策を推奨しています。

黒潮町の鳥獣被害防止対策については、先の9月議会の一般質問でもお答えをさせていただきましたように、黒潮町有害鳥獣被害防止対策協議会を組織し、黒潮町鳥獣被害防止計画を策定して取り組んでいます。

今後も、侵入防護柵の設置や捕獲おりの導入、捕獲従事者の確保、猟友会との連携を図りながら、継続して取り組んでいく考えです。

以上です。

議長（矢野昭三君）

浅野君。

12番（浅野修一君）

ちなみにでございますが、イノシシの方はですね、1年のうちに出産頭数が2頭から、多くて8頭ぐらいやと思いますが。それからシカの方が、シカの方は割と1頭が1頭というふうなことで、あまり繁殖力はないようながですけど。今も言っておられましたその食害であったり、木の皮を取ったりとか、そういった被害、往々にあることながですけど。

国はですね、やはりそういった、何というか机の上だけのお話に何もがなくなってしまおうと思うがですよ。自然というのはやっぱり、その柵で止めてそれでオーケーかというんじゃなくて、山にそういった鳥獣が住める場を持たせることも人間の務めやと思いますんで。今後はですね、国がこう言ったからというふうなことだけではなくて、そういった黒潮町本来の在り方っていいですか、黒潮町独自の在り方を皆さんにぜひとも見出してやっていただきたいと思いますんで。

町長、その点につきまして、最後になりますがお答え願えますか。

議長（矢野昭三君）

町長。

町長（大西勝也君）

それではお答えさせていただきます。

具体的な例もご提示いただきましたが、ほんとにこれが抑制効果があるのかどうなのかという検証も必要だと思います。

今回は一例をお示しいただいただけで、とにかくその仕組みで山を守りなさいという意味の質問だと思っております。そちらにつきましても、もう少しお時間を頂いて検討させていただければと思います。

議長（矢野昭三君）

浅野君。

12番（浅野修一君）

ありがとうございました。

自分も一生懸命また勉強しまして、提案の方を構えてぜひ答えたいと思いますんで、よろしくお願いします。

これで質問の方を終わります。ありがとうございました。

議長（矢野昭三君）

これで浅野修一君の一般質問を終わります。

この際、午後1時30分まで休憩します。

休 憩 11時 52分

再 開 13時 30分

議長（矢野昭三君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の質問者、池内弘道君。

11番（池内弘道君）

それでは、一般質問致します。

9月議会でも同様な質問を致しましたが、子育て支援について執行部に問います。

出産率の向上について、9月議会でも質問させていただきました。その答弁では、環境整備や子育て支援の充実、安定した雇用、収入増などのさまざまな要因が考えられると。その支援に対して、町が財政的にどのような負担に耐えられるか、今後検討していきたいというような答弁でありましたので、その後、どのような検討をされたかを問います。

議長（矢野昭三君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

それでは、池内議員の一般質問の子育て支援につきまして、通告書に基づきましてお答えを致します。

池内議員の言われるとおり、人口増への対策としての出生率向上への取り組みにつきましては、保育や検診、医療などの子育て支援策、雇用創出対策による所得向上への取り組み、また、出会いの場の創出など、いろいろな具体策が求められているところでございます。

先日の議員協議会でお示しを致しました、黒潮町まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標の2の、新しい人の流れをつくるとしまして、転出を抑制し、安心して住み続けてもらうための具体として、医療費助成事業や出産祝い金、ならびに出産育児一時金などの計画がされているところでございます。

また、基本目標3に、若い世代の結婚、妊娠、出産、子育ての希望をかなえとしまして、1つ目に、黒潮町ならではの環境を生かし、婚活事業等のまちづくり、まちおこし活動を実施する団体に対して支援をし、若者が交流創出事業を行い、独身男女の出会いのきっかけづくりを官民が連携して取り組むこととしております。

2つ目に、妊娠、出産および子どもの健康のための環境整備を行うため、妊婦・乳児一般検診検査事業の実施、そして、医療費の経済的負担軽減を図るため、乳幼児医療費補助事業、小中学生の児童医療費助成事業、ひとり親家庭医療費助成制度の充実などを掲げているところでございます。

3つ目に、子育て支援策の充実を図るため、第3子以降3歳未満児の保育料等の軽減、乳児保育、一時預かり、土曜日保育の実施などの保育サービスの充実、保育の質の向上のための保育士の研修事業の実施、家庭支援保育士、障がい児加配保育士の配置、放課後の子どもの居場所づくりなどを計画しているところでございます。

この原案を基に、来年1月策定に向けて協議を進めてまいります。

また、完成後も、必要な財源確保も検討しながら、また費用対効果なども検証しながら、現在実施している事業に新規事業を追加しまして、予算として提案をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

池内君。

11番（池内弘道君）

地方創生の方で総合的に支援をしていきたいという答弁でありましたが。

答弁の中にもありました、第3子以降の3歳児未満の保育料等の助成もあるということなのですが。保育料以外に、第3子以降の補助について保育料を無料にするとか、先ほどもありましたが出産祝い金、出産一時金の増額等に関しては制作中ということでもありますが、そのような話は策定の中で盛り込んでおられるかどうか。

聞かせていただきたいと思います。

議長（矢野昭三君）

町長。

町長（大西勝也君）

第3子以降の保育料についてでございますけれども、今、条件付きで免除ということになっております、就学前の園児が同時に通われているということですが、

当然のことながら、第1子が就学致しますと、保育園に通われている方は2番目ということになりまして、

全額ということにはならないということになっておりますが。こちらの第3子の方はですね、政府の方が国策として完全無料実施を検討している、予算に盛り込んでいるそうでございます。

よって、少し注視をしながら。取り立てて町が実施しなくても、国策で第3子以降が完全無料ということになりますと、こちらでやろうとしていた財源を保育行政の中でどこへ振り替えるのかという選択肢も生まれてこようかと思えます。もう少し、この第3子以降の取り扱いについてはお時間を頂ければと思えます。

(池内議員から「出産祝い金と一時金の増額は考えてないですか」との発言あり)

議長 (矢野昭三君)

どうぞ、町長。

町長 (大西勝也君)

すいません、答弁漏れがございました。

地方創生の枠で下りてくるお金をどちらに割り振るのか、あるいは、地方創生を最大の課題ととらえて、一般会計の全体の中でどういう割り振りをするのかというのはもう少し時間が要りますが、先ほど申し上げましたように、保育行政に下りてくる国費で自分たちが期待していたといいますか、いるといいますか。その第3子の方を国策でやっていただけるということになると、これまでの考えからもう少し選択肢が広がるかなと思っております。その中で、一時金の手当の増額であったりとかということも、十分選択肢の中には乗ると思っておりますけれども。

その一時金の増額がどこまで効果があるものなのか。そういったものにつきましては、もう少し時間をかけて見極めが必要かなと思っております。

議長 (矢野昭三君)

池内君。

11 番 (池内弘道君)

実際ですね、第3子以降の出産率がちょっと少ないと思えます。実際のところ、人数的にも。そういう面を考えて、地方創生で下りてきた交付金ではなくても、町の町単で実施できる可能性もあると考えますが。

今までで第3子、年間に何人ぐらい出生があるのか、聞かせてもろうて構いませんか。

議長 (矢野昭三君)

健康福祉課長。

健康福祉課長 (宮川茂俊君)

再質問にお答えします。

平成26年度と平成27年度現在の集計しか持っておりませんが、平成26年度、出生数が55名のうち、第3子、第4子が5名、4名ということで9名。で、平成27年度が現時点、12月7日までで34名おりまして、第3子が9名、第4子が1名ということで、合計で10名対象となると思えます。

以上です。

議長 (矢野昭三君)

池内君。

11 番 (池内弘道君)

26年で、第3子、第4子、9名と。27年度で、第3子、4子で10名という子どもの出生だそうですので、この人数に対しての支援ですと、逆に国の地方創生の交付金も利用せないかと思えますが。

もし、そのときに地方創生の交付金じゃなくても、この人数であつたらこういうふうな第3子の無料支援とか出産一時金、また出産祝い金の増額等についても考えていけるのではないかと思います。来年1月末まで

の策定の中で、そういう方向でのことも考えているのかどうか。

そのあたり、どう考えていますか。

議長（矢野昭三君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

お答えを致します。

策定委員会の前の策定部会というのがございまして、そこで行わなければならない施策、事業の中にですね、他世帯に関する支援につきまして検討をされていございます。

実際のところは、具体はまだ決定にはなってございませんけども、今、町長の方の最終の新規事業につきましてヒアリング等を行っている段階でございまして。

そういうことも含めてですね、予算の段階で反映させていくように検討をしてみたいと思います。

以上です。

議長（矢野昭三君）

池内君。

11 番（池内弘道君）

検討していただけているということですので、3 月の議会当初には載ってくるというような方向で構わないのでしょうか。

また、そこは先ほども言いましたが地方創生の交付金なのか。もしそこでできなければ、当初の町単でできる判断でおられるのか。そのあたりはどのような考えですか。

策定部会、委員会の中で、そういう方向性は持って検討すると。ただ、この間渡されました人口ビジョンの概要の中で本町の出生率を、高知県と準じて 2020 年には 1.64。これを 2050 年には 2.27 まで出生率を目指すという仮定を設定しているようですが、出生率を上げるためにはやはり前もってこういうことを進めていかないかんと思いますので、ぜひとも力強く、ここはそのように持っていくと。出生率を上げるために検討中ではあるが、必ずそっちの。今話したように、第 3 子以降、また子どもの出生率が上がるような形を決めていくというような形で検討されるのか。そのあたり、強い意志を持って検討していくのか。

お聞かせください。

議長（矢野昭三君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

お答えを致します。

先ほど言いました策定部会の方でございまして。これを実現するために早期に行われなくてはならない事業というふうなことで、まず初めにどこから始めるかというようなことの順番も立てておるようでございます。

その中で出ますのは、出生した後というか、その支援とですね、まず、出会いの場をつくるということがまず第一やないかという話もされておるようでございます。そういう順位も含めまして、また当初予算、総合的な予算も含めまして検討させていただくということになるかと思っております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

池内君。

11 番（池内弘道君）

なかなか言葉を、はっきりとしたええ答弁はいただけませんが。

どうこう言うても、地方創生事業は各都道府県、また市町村がおんなじ、用意どんで始める政策であります。やっぱり一步先に出て政策等を持ち込んで、もうほかの市町村と差別ができるいうことをしていかないかと同時に、同じようなことをしてもやっぱり目立っていきませんし、インパクトがないような状態になると思います。

そういうことを踏まえると、やはり今の段階でこんなことをやる、ああいうこともやる。やっぱりそうやって意思決定をしていきながら、住民の皆さん、町民の皆さまに、ほかの市町村よりかは早く、やはりそういう、こういう施策を打ちます、こういう支援をしますということを、ほかの市町村よりかは早く出していただきたいと考えておりますが。

そのあたり、近隣市町村の情報と比べて黒潮町は早く進んでいるのか、同じようなレベルで進んでいるのか。そのあたりのさび分けはできているのか。

分かっている範囲で構いませんので、お願い致します。

議長（矢野昭三君）

町長。

町長（大西勝也君）

お答えさせていただきます。

今回、総合戦略をせっかく組む機会を与えていただきましたので、かなり整理をする必要があろうかと思えます。

今おっしゃっていただいた、例えば他市町村とのスピード感。例えば、近隣市町村が来年やって、うちが再来年ということになりますと、おっしゃられるようにインパクトは非常に薄れると思っております。ただし、この切り口はですね、どちらかということ子育てをしていただく環境として、うちの町を選択していただけるかいただけないかという切り口だと思います。

自分たちがもう一つ大事にしていますのは、この出生率の問題です。今回の総合戦略の一番の肝は、人口に照準が当てられたということだと思っております。当然、照準を当てられるべき課題だと思っております。その問題を解決するためには、例えば移住者対策であったりとか、先ほどの他市町と比べてのスピード感であったりとかということ、どちらかということ国内の人口移動でうちが有利に立ちましようという切り口です。これだけではどうしても人口問題は解決致しません。よって、最終的にはというか、一番自分たちが重きを置かなければならない目的の一つは、この出生率でございます。

よって、現在、黒潮町内でお暮らしの皆さんが希望出生率がかなえられる施策、これがまず第一に考えられるものだと思っております。3人のお子さんを本来お持ちになりたいという意思があるにもかかわらず、さまざまな諸条件によって、お2人しか持てない、あるいは1人しか持てない。そういったところが、どこにそういう障害があるのかということを見極めて、その障害を取り払う作業というのが、まず一番求められるところではないかなと思っております。

それらと併せて、相乗効果を出すために、先ほどご指摘いただきました他市町村とのスピード感。こちらについても本当に重要視しながら考慮しなければならない切り口だと思っておりますが、少し整理をさせていただきます。何のためにこれをやるのかということの整理をした上で事業効果を見極めて、さまざまな所へ打ちたいと思っております。

具体的には、どの事業にどの程度の予算規模というのは3月の当初予算までお待ちいただくことになろうかと思っておりますが、1月、あるいは2月頭ぐらいに総合戦略をお示しをさせていただきたいと思っておりますので、

またその際にもまたさまざまなお意見をいただくことができばと思っております。

議長（矢野昭三君）

池内君。

11 番（池内弘道君）

ぜひ、出生率のアップのためには、本当に英知を絞って考えていただきたいと思いますが。

今検討中ということですので、また答弁がそうなるかもしれませんが、もし、その第3子以降に支援ができるという形になった場合にですね、これまで第3子以降の方の生まれている家庭に対してのその支援。そういうことも考えておられるかどうか。まあ、今の話ですと保育園とかいうのがの補助になると思いますが、もしその出産一時金、もしくは出産祝い金などに対して、町長が考えている、そのさかのぼってまで支給ができるのか。もう、これから生まれる方に支給するのか、いうことは考えてるか考えてないか。そこはもう条例上できんいうことでもあると思いますが、そのあたり。今、3人目以降のおられる方に対する支援。これまで以上の支援については、何か新しい制度ができてから、その支援は繰り上げてできるのかできないのか。

そのあたりはどのように考えておりますか。

議長（矢野昭三君）

町長。

町長（大西勝也君）

お答えさせていただきます。

遡及についてはちょっと検討しておりません。ただ、遡及となるとかなりハードルが高いのかなという気は致しております。

それから、少し先ほどの答弁で申し上げるべきだったと思いますが。例えば一時金のように、超短期的にど一んと入る入り方と、それから、例えば保育園ですと数年ですけれども、例えば当町は給食の完全実施をしております、例えば給食実施期間中を浅く支援がすることができれば、短期的な財政効果といいますか家計への効果というのは、一時金で入れるほどの短期的な効果はありませんが、長期にわたって効果が得られるという特性もあろうかと思えます。そういったところを一回整理をさせていただいて、あらためて提示をさせていただきたいと思っております。

議長（矢野昭三君）

池内君。

11 番（池内弘道君）

すいません、検討中のことばかり聞くようになりますが。

もし、来年の1月、2月にまたお示しできるという答弁もありましたし、当初予算の方ではっきりとした答えを出すということでございましたが。

予算の振り割り等もありますが、予算の都合上余裕があれば、保育園の無償化ということまでも考えておられるかどうか。そのあたりはどこまで考えているか。

お願いします。

議長（矢野昭三君）

町長。

町長（大西勝也君）

出生率向上のためには、アイデアの段階で切り捨てることはあってはならないと思っています。いかなる選択肢があるのか。その中の一つには、当然無償化も含まれておりました。

ただし、無償化となりますと財源的なことも。現在、6,000万程度の保育料を頂いておりますが、この6,000万、これが一財で単独で出ていくということになりますと、これは当町の2年間の町道予算整備費に匹敵するお金になります。交付金を使って、かつ、裏に起債をうたしていただいたということになりますと、2年間の町道整備予算が1年間の保育料で消えていくということになります。よって、仮にそういう選択をする場合であると、かなりの住民に対する説明責任が生じると思っております。

それからもう一つは、これは全国的ということではないんですけど、当町のちょっと特殊事情だと思いたす。ご承知のとおり、大型事業が相当短期的に集中しております、こちらの方は自分たちの都合で先延べすることができない事業等々になっております。高規格関連も実際には直轄でやっていただきますが、関連事業も当然出てまいりますし、大方バイパス事業も同様でございます。その最たるものが、それによる庁舎移転ということになっておりまして、こちらは財源的な均衡を図りたいのでちょっと先送りさせていただきたいということになかなかというか、なり得ない事業ということになっておりまして。ここあと2年ぐらいはですね、短期的に集中的な予算投下が必要な時期になってまいります。その時期に踏み込もうとすると、なおさら住民の皆さまに相当の説明責任が生じるのかなと思っております、慎重に検討させていただければと思います。

議長（矢野昭三君）

池内君。

11番（池内弘道君）

ありがとうございました。

いろいろと出生率アップのために考えていただいているようであります。

ここでちょっと振りますが、出生率は、今、町長も副町長も同じような考えで答弁していただきました。9月にも少し話させていただきましたが、やはり出生率が上がらないと、小学校の運営というわけではないですが、これからの保育園、小学校のことにかんしてもやっぱり、子どもたちが少なくなると学校の統合とかいうことも考えていかなければならないことになっていきます。

教育委員会の方としては、やっぱりその出生率のアップのためにやはり同じような考えでありますか。今の子どもたち、中学生、まあ高校生はあれですけど、これから子どもを増やしていかないかと。人としてできることはこういうことだというような、教育の方向も教えていかれるような考えはありますか。

議長（矢野昭三君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

お答え致します。

出生率の向上についてはですね、先ほど町長の方が答弁をさせていただきましたけれども、当然教育委員会としても、将来の児童生徒の減少に影響致します。

学校もものすごく、子どもたち少なくなっております。このままでいくとですね、当然、まあ統合問題ということも出てまいります。出生率の向上についてはですね、同様の考えです。

その対策としては、町長が申したように財源を伴うことでございますので、それは町全体で考えていくべきことであろうというふうに考えております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

池内君。

11番（池内弘道君）

ありがとうございました。

3月にお答えをいただけるということですので、これ以上の質問はございません。

これで質問を終わります。

議長（矢野昭三君）

これで池内弘道君の一般質問を終わります。

この際、2時まで休憩します。

休 憩 13時 54分

再 開 14時 00分

議長（矢野昭三君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の質問者、宮地葉子君。

9番（宮地葉子君）

それでは通告書に基づきまして、3点について質問を致します。

最初に、町民館事業について伺います。

前回の9月議会で、町民館事業についての質問がありました。内容は、町民館白書がしばらく作成されていないので作成をお願いできないかというようなことでしたが、そのときの課長の答弁が、2002年3月31日をもって地対財特法が失効したことに伴い、同和地区だけを抜け出した白書は作成せず、一般施策を活用して同和地区の行政課題を把握することとしているため、町民館白書は作成されていない。今後も作成する予定はない、という内容でした。

答弁の確認みたいなこととなりますが、同和対策の特別措置法、それが施行されていたときとは違いまして、課長の答弁のように法が13年前にすべて終了しました。それまでの同和問題は一般行政へと移行すると。そういう解釈でよろしいでしょうか、この答弁の内容は。

議長（矢野昭三君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

それでは宮地葉子議員の、1、町民館事業についての1、地対財特法につきまして失効に伴い、それまでの同和対策に関する事業などは終了してはいますが、町としての考えを伺いますというご質問にお答え致します。

議員が申されましたとおり、2002年3月31日をもって、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律、いわゆる地対財特法は失効したことに伴いまして、特別対策としての同和対策事業が一般対策に切り替わって行われるということは間違いございません。

以上です。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

皆さんの所に資料をお配りしてありますが、こういう資料ですね。

そのお手元の資料の1番ですね、総務省が総務大臣談話として出した文章があります。ちょっと読んでみますけども、これは特別措置法すべてが失効する2日前の平成14年、2002年3月29日に出したものです。少し要約しながら読んでいきますが。

政府は同和問題の早期解決を図るため、昭和44年以来33年間、3度にわたり制定された特別措置法に基づ

く特別対策を中心に、関係諸施策を積極的に推進してまいりました。今般、最後の特別措置法、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律が3月末日をもって失効しますので、同和地区、同和関係者を対象とする特別対策は終了致します。

少し飛びまして、次の段落に入りますけど。

国、地方公共団体の長年の取り組みにより、劣悪な生活環境が差別を再生産するような状況は今や大きく改善され、また、差別意識解消に向けた教育や啓発もさまざまな創意工夫の下に推進されてまいりました。このように同地区を取り巻く状況が大きく変化したこと等を踏まえ、国の特別対策はすべて終了することとなったものであり、今後は、これまで特別対策の対象とされた地域においても、他の地域と同様に必要とされる施策を適切に実施していくことになります。

このように、大臣の談話が出されておりますが。

今の課長の答弁にもありましたけど、同和対策の特別措置法すべては終わったと。終わって、それが一般行政へと。同和対策に関する事業は一般行政へと移行した。それで間違いないということで、今、答弁をいただきました。

それで、法失効後はですね、現在ですね。地域や人の行政上の線引きは存在していないと。つまり、ここが同和地区で、こちらは一般の地区と。そういうふう存在していないというふう理解してよろしいですか。

議長（矢野昭三君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

それでは、宮地議員の再質問にお答え致します。

地域の線引きは存在していないかという部分についてお答え致します。

いわゆる町民館設置条例施行規則における地域ということにつきましては、同和対策事業対象事業の指定を受けていた地域であるということが、行政、町としての基本的認識でございます。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

それでは今の答弁では、行政上は地域的に線引きをしていると。そういう意味ですか。

議長（矢野昭三君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

法の失効に伴いまして、その線引きはなくなっておると思っております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

線引きはなくなってますよね。この地域が同和地区だ、これは違いますが。それはなくなってる。

でも、課長の先ほどの答弁は、町民館がある所は線引きがあるんですか。何かちょっと私、意味が分かりませんでしたけど。

もう少しそこを説明していただけます。

議長（矢野昭三君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

宮地議員の再質問にお答え致します。

行政と致しましては、同和対策事業を行った対象地区と指定を受けていた所を地域ということで指定しております。今は同和対策事業は失効しておりますので、その地域というものはないということで解しております。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

細かい言葉のやりとりしてるように聞こえるかもしれませんが、これは大変大事なことでしてね。

課長の答弁で、町民館は同和地区とその周辺地域と言ってることは、行政的には、その同和地区とその周辺地域という言葉が課長の答弁であったんです。ということは、もう一度になりますが、線引きはしていないんだけど地区は定めてあると。ちょっと難しい解釈ですが。

もう少し分かりやすいようにお願いします。線引きはないんですかあるんですか。

議長（矢野昭三君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

宮地議員の再質問にお答え致します。

線引きはございません。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

はい、私もそう思います。法が今まであったのがもうなくなってますので、線引きはない。地域を分けるということはほんとはよくないという、差別をもう固定化してしまいますので、線引きしちゃいけないと思うんですよね。

ということは、課長の答弁が少し変更しなきゃならないんじゃないかなと思います。

町民館は、同和地区とその周辺地域ということはですね、変えていかないと。この言葉でいくと、線引きがあるわけです。同和地区というね。これが残ると、いつまでもこういう地区があるのかなと。線引き、行政がしてるのかなということになりますので、そこをきちっとしていただかないと。行政っていうのはいつもこういうところへ線引きしてあって、地域を、また住民を分けているのかなということになります。

そのへんを再度ですね、お願いします。

議長（矢野昭三君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

宮地議員の再質問にお答え致します。

同和地区の呼び名のことについてでございますが、同和地区の呼称につきましては、同和対策事業の特別措置法にも、またそれから、地域改善対策特別措置法にも出てきておりません。これらの法令で規定されているのは、歴史的、社会的理由により、生活環境の安定、向上が阻害されている地域という、対象地域という表現

でございます。

それで、法の失効以降につきましては、同和地区という行政用語として使用されることが少なくなっております。従いまして、使用に際しましては国とか県とかの使用事例を参考にして進めてまいりたいと思っておりますが、同和地区という呼び名につきましては削除していきたいというふうに考えております。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

はい、分かりました。そういう答弁をいただきました。

課長がですね、線引きがあると。地区が分けてあるんだって、行政上はそうしてるんだってという答弁をしたら、私、ほんとにどうしようかと思ってましたけど、言葉も削除していくと。そういうことで進めていかれると。

で、今後はですね、再確認ですけど、地域を特別に線引きする。分ける。おんなじことと言いますけど、区分けしていくとか、住民を選別する、区分けするっていうことは、行政上はやっていかない。それでよろしいですね。

議長（矢野昭三君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

宮地議員の再質問にお答え致します。

その線引きとか、さび分けにつきましては、法の失効に伴いましてこれまでもやっておりますし、これからもやることはないと思います。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

町民館事業が地域の線引きを前提するものではないと、そういう答弁だったと思います。

もし、それが地域の線引きするような、それを前提としたような取り組みであつたら、町民館事業というのはもう歴史的使命を終えてるんじゃないか。そういう質問までしなくてはならないんですが、課長の答弁で納得しました。

今後はですね、隣保館事業も国の方が言ってるのは、一般事業としてやりなさいという通達だと思うんですね。すべてこれは一般事業としてやりますので、特定地域のものでなくて、これからですね、地域のコミュニティー、全体のコミュニティーとしてどのように利用していくか考えていってほしいと思います。そのように、またいろいろと検討してほしいと思います。今もやってるとは思いますが。

それからですね、私がここへもう一つ付け加えて言いたかったのは、よく私がこういう質問をしますと、じゃあ、宮地は部落差別というのは一切なくなったんだろうと。そんなことはないとかってよく言われるんです。で、私はそういうこと言ってるんじゃないんですね。部落差別っていうのは残念ながら残ってると思います。しかし、この大臣の談話にもありましたように、法律が失効した。政府がそういう見解を取ったことには、33年間でしたか、特別対策を取っているような環境も整えていったし、いろいろと啓発もしてきたと。そういう中で、どんどん差別の再発につながるものが解消されてきた。時代とともに差別はどんどん、私は薄れてきてると思うんです。その点についてはですね、歴代の執行部と私とのやりとりでも、現在は30年、40年前と比べ

たら差別は薄れてきてる。まだまだ残ってるけども薄れてきてるといのは一致した内容でした。

今後ですね、大変いい答弁でしたので、法が終わっていますので、法の施行前のようなですね、地区や住民の区別をしたり選別をしたりするような対応は取らないというふうに、いろんな所でそういう対応は取らないというふうに、再度、答弁をお願いします。

議長（矢野昭三君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

宮地議員の再質問にお答え致します。

町民館事業を行う上でのことに限定をさせていただくことになると思いますが、よろしいでしょうか。

（宮地議員から何事か発言あり）

はい。

町民館事業の方では、規則に従いまして基本的な事業、社会調査、研究事業、相談事業、啓発、そして広報活動、そして地域交流事業、地域福祉事業をっております。そのほかに特別事業というのもっております。それではデイサービス事業、それから地域交流促進事業というのをしております。これらの事業につきましては、町内全域の方の参加を呼び掛けております。そして、その成果と致しまして、コーラスグループとか、それからフラダンスグループとか、太鼓とか、いろんな教室がありまして、それにたくさんの方が参加をいただいております。それをずっと毎週練習を積み上げまして、町内外のイベント等に参加して、そして地域振興に非常に貢献していただいております。

従いまして、このように地域の住民の皆さんのコミュニティーセンターとしてですね、そういうことになることを目指して、今後も活動を広めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

町民館で行っているデイサービスとかは、私のお母さんもずっと参加をしておりました。そういう点ではほんとに、これからもですね、地域を限定しないで、町民を地域を区別しないで進めていかれるということですので、よろしくをお願いします。

これで1問目を終わります。

続きまして2問目、学校給食について質問を致します。

議員になった当初からですね、学校給食の実施を求めてきましたが、これでもうかれこれ大体12年目を迎えます。その当時は、高知県の学校給食状況っていうのは全国的には大変後進地域でして、県下の学校給食実施率は70パーセント台と低くて、執行部のですね、学校給食を実施してくださいという私の答弁に対しても旧態依然として、全国的にはもう死語に近くなってました愛情弁当論だったことを今でも思い出します。

今回は、学校給食と農業振興とを結び付きができないものか。昨年9月に質問しておりますが、その質問からどの程度進んでいるのかを主な内容として質問をします。まあ給食全体についても質問をしますけども。

安全、安心、豊かな学校給食が、今では当然の内容として行政からも言われるようになり、地産地消で地元の食材を活用する方向もかなり進んできました。今まで常々言ってきたことですが、農産物なら地元の農家さんが作った地元の食材で、魚などは地元の漁師さんが取ってきた地元の魚を食べる。旬のもので、作った人の、取ってきた人の顔が見えるような、そんな食材をできるだけ子どもたちに食べてもらい、そのことによる

舌で覚えた郷土の味と作ってくれた人たちの感謝への念は、それが郷土愛へつながると思います。地産地消で地元の素材にこだわった給食は、コストも割高になりがちですし、手間も掛かります。今以上に豊かな学校給食を実施しようとするすと、さらに工夫と手間を必要とするかもしれません。地産地消で地元産にこだわり、一定以上のコストと手間を掛ける意味があるのだろうか、ある程度のところで立ち止まる地域も多々あります。ですから、それをさらに一歩進めている自治体では、給食を農業振興と結び付けている所があります。

前回の、去年の質問のときも言いましたけども、農業従事者の高齢化、跡継ぎ不足に伴って、町内でも耕作放棄地が目立ちます。地方の基幹産業である一次産業は衰退の一途をたどっています。さまざまな課題があるとは思いますが、学校給食を農業振興とタイアップさせ、農業の一つのやり方として取り入れていくことを提案しました。

前回の課長の答弁は、農産物の地産地消を推進していくには農業振興も大変重要な取り組みとっており、JA さんとも課題について十分協議させてもらって課題克服に向けて検討していきたい、というような内容だったと思います。

その後、生産者さんとの連携など、かなり進展してるんだとお聞きしましたが、まずはその進展状況、今の現状についてお尋ねします。

議長（矢野昭三君）

農業振興課長。

農業振興課長（森下昌三君）

通告書に基づきまして、宮地議員の、学校給食についての地産地消による給食食材の取り組みのその後の状況についてのご質問について、農業振興に関する部分についてお答え致します。

昨年9月議会での、学校給食の地産地消に関する農業振興について、関係機関と協議を重ねながら進めていくということで答弁をさせてもらっております。それに関する現状も含めて、その後の状況についてのご質問ですが、本年9月議会で、宮川議員の学校給食についてということで、材料の自給率の向上対策を問うご質問に教育次長が答弁をしましたが、教育委員会と連携して、給食センターと教育委員会、イコール給食センターになりますけれども。連携して取り組んでいますので、内容が重複する部分がありますがご了承願いたいと思います。

現状も含めてその後の状況ですが、本年4月より、地場産農林水産物の利用拡大および定着に向けて地産地消の取り組みを推進していくために、農産物の給食センターへの納入について、関係機関、JA 高知はた大方支所、にこにこ市組合、庭先集荷、佐賀、大方、それぞれの学校給食センター、農業振興課により、地産地消の協議会を立ち上げをして、今までに6回の会を開催して協議を進めています。

内容的には、まず、にこにこ市から佐賀、大方給食センターへの早朝の運搬について、庭先集荷が担当していただくなどの体制整備を図りました。また8月31日には、学校給食への農産物販売説明会を開催して、主に、にこにこ市組合員の方となりましたが27名の方に参加していただきました。

その中で、JA がにこにこ市組合員の方にアンケートを実施して、出荷希望者の農産物の種別ごとの出荷量と収穫時期などについて調査をしました。それを基に、9月28日に再度会を開催し、参加者は12名でしたが、書面による出荷希望者は24名おいでました。

調査した内容を品目別に、月ごとの給食用食材の実績と。すいません、これ今年の品目別、月ごとの給食使用食材の実績と、今回調査の出荷可能量の比較表の資料を作成しまして協議を致しました。

意見としては、出荷野菜については路地栽培が主となりますので時期が集中する。また、気象状況による不作などによる収量の減少や、少量でも出荷できる仕組みについての供給についての心配ごとや、また、調

査を基に、野菜の旬の時期に合わせた給食メニューの作成などの要望などのご意見をいただきました。

そういったご意見を踏まえて、対策として、現状の集荷方法で生産者の方より1カ月前に収穫が想定できる作物の数量について、にこにこ市に設置した生産者栽培記入表に記録をしてもらい、納品数量の目安とし、それを基に、給食メニューにも生かしてもらうこととしました。

また、生産者の組織化にかんしても、先の出荷希望者24名でまず取り組んでいただくことのできることを了承をいただきまして、早速、給食センターの視察や野菜の上手な栽培講習などの提案があり、関係機関で対応していくこととしています。

以上が、現在までの主な取り組みの状況です。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

昨年に質問したときからかなり内容が進んで、農業振興として取り扱っていくということということで、生産者さんとも話し合いができて、今24名の方が希望もあると。それから、集荷する方法だとかいろいろ。1カ月前にどれだけ品物がそろつか、できそうかということを出してもらってメニューも考えていくとか。ほんとに課題はこれからですね、大変だと思うんですね。給食自体は待ってこれないんだけど、品物がそろわない限りほんと大変ですから、安定供給ということは一番かなというふうにも思います。

それで、やっていく中でいろんな課題も出てきたんじゃないかなと思うんですけど、そのような課題についてはどうでしょうか。

議長（矢野昭三君）

農業振興課長。

農業振興課長（森下昌三君）

それでは、再質問にお答え致します。

議員も言われますように、やっぱり話し合いの中では安定的な食材供給の確保というのが一番の課題です。

それで、先ほどもご答弁しましたように、生産者の組織化が図れたばかりですけれども、情報提供、情報の共有をしながらですね、組織の拡充を関係機関と図りながら、これから作物の出荷の向上につなげていきたいというふうに考えております。

まず、組織の中でも対応していくということで考えております。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

安定した作物を得ていくには、生産者さん、出荷してくれる方がもっとたくさんいれば、こちらが駄目だったらこの人ができるという、そういう取り替えもできますし大事だろうと思うんですが。

そういうことはですね、組織で対応すると。そういうふうに言われましたか。

議長（矢野昭三君）

農業振興課長。

農業振興課長（森下昌三君）

答弁の中でもその集荷についてご説明をさせていただきましたが、やっぱり出荷してくれている方が少量の栽培をしている人が多数です。

それで、そういった方をですね、徐々にこの組織の中へ入っていただいて、その集荷量をある程度確保でき

る目安を事務局で把握しながら進めていかないと、なかなか安定した食材の確保というのが難しいと思っております。

別に組織といいましても、特別それに固執して、もうほかのものは入れないと。そういうようなことではなくて、とにかくその数量をまとめ上げるのに、その皆さんと話し合いができるような組織をつくっていくと。生産者の方とですけども。

そういう考えでいっております。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

ほんとに、今言ったようにたくさんの生産者さんを、小規模ですのでそれをそろえていくっていうことは一遍にはいかないでしょうし。

私たちが議員研修で行ったときとか、あちこち研修したときにはですね、最終的に、もうスムーズに行くようになるのに10年かかったと言っていました。その代わり、ほんとに高齢者の方が自分の畑で、給食用にダイコンを作る、菜っ葉を作る、ジャガイモを作るというふうにして、小規模でしたけどもあっちでもこっちでも、たくさんそういう方が増えておりました。

できればほんとに、そこへいくまでに大変な努力は要すると思いますが、そういうふうにして、もうほとんど自分としてはたくさんのものできないんだけど、給食に使ってくれるんなら今年ももう一度ダイコン作ってみようとかジャガイモ植えてみようかっていう方は、うちの部落でもいたんですよ。ジャガイモとか出してきて、給食に使うからって言われたとかあってね。そういうふうにして農業振興、ほんとわずかな振興になるかもしれませんが、やっぱ大事なことだと思うんです。耕作放棄地もどんどん増えている点ではですね。そういう点で、ほんとに森下課長、ご足労願ってありがたいことですが。今後もですね、そういう点では、もう少し残り期間頑張っていたきたいと思えます。

それですね、もう一つ。すいません、余計なこと言いましたけど。

以前はですね、じゃあ、実際生産者と、それから作ったものを、集落活動センターなんかで刻みゴボウですね、そういうものを作ったりして、いったん加工するといいますかそういう方向もやってたと思うんです。それは課長の所になるのかどうかちょっと分かりませんが、町にあるそういう施設を活用する方向ですね。今ある施設を活用する、それも地域の活性化にもつながっていきますので。そういう方向っていうのは、現時点ではどうかなと思うんです。

というのがですね、学校給食のその食材をそのまま納入する場合には、真っ直ぐなもの、きれいなものでないとなかなか大変だって聞きました。2時間内でこれだけのものを作るのに曲がったキュウリが来るとなかなか大変だとかいろいろあるけども、刻みゴボウを作ってくればですね、ゴボウは曲がりませんが小さいとか大きいとかそろわなくても、いろいろ、キュウリもそうですけどできますので。そういうふうなですね、構わないものを町にある施設を活用する方向。

そういうことは現時点では考えておりませんか。

議長（矢野昭三君）

農業振興課長。

農業振興課長（森下昌三君）

それでは、ご質問にお答え致します。

あと3カ月は頑張っていきたいと思えますので。期待に沿えないかもしれませんが。

そういう施設についてはちょっと話の中では出てこなかったんですが、まず、その栽培されたものの内容ですごい生産者さんの方は、子どもさんに食べらすというようなことで作るのにも緊張するというような話もありました。

また、そういったB級品いいますかね、農協へ出していくのには、一段落落ちたような品物でも話し合いの中では構わないと。とにかく新鮮で安全なものだったら構わないというふうなことで、栄養教諭さんも含めてですね、話をしております。それを聞いて、会の中でも安心をして出しやすくなったみたいなご意見もいただいております。

なお、詳しい方は、また教育委員会の方に聞いていただいた方がいいと思いますので、よろしく願います。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

いろんな所で、私が考えている以上に話も進んで、今後も期待できるんじゃないかなと思っております。

それで、年中確保した野菜が一定の季節しか取れない。昔はまあこれが当たり前でした。旬のものを口にして、旬を味わって、一番栄養価の高い時期の野菜を食べていました。今しかない食べ物っていうのは、おいしさが違います。旬の食材を活用することは、同じ食材が月のうち何度か食卓に上がる場合も考えられますが、子どもたちがまたこれかというふうには思ってもですね、これが旬ではないかなと私は思ってます。

私たちが子どものころっていうのはお弁当でしたけども、その旬の時期になりますと、誰のお弁当のおかずもタケノコだったりね、カボチャだったりと、そういうふうに友達同士、大体似たような地域の食材で育ったものです。家庭で食べたことのない料理、地元産であっても、その家庭では珍しい食材が必ずあります。味覚は子どものときに身に付くと、専門家は指摘しています。子どものときに地元の食材を、舌で、体で覚えておくことは、それがふるさとの味であり、地域を愛する郷土愛をはぐくむことになります。子どもという、町の財産をつくっていることになるんじゃないかと思っています。地域の食材を生かす、旬のもの、地域の伝統料理など、献立はどんな工夫がされて、献立されてると思いますけども、いろいろと、どのような工夫がされていますか。

先ほど課長の方がですね、教育委員会の方に答弁を譲れということでしたので、教育委員会の方で献立を含めてですね、その点についてお願い致します。

議長（矢野昭三君）

教育次長。

教育次長（畦地和也君）

それでは私の方から、学校給食に係る、主に地産地消を中心にした取り組みについてご説明をさせていただきます。

日々、地元のものを中心に食材として使うというのは、これは当たり前のことでありまして、それを基本に実施しております。

ちなみに、本年の4月から11月までに2,527万8,000円、食材購入に使用をしておりますが、これまで地産地消率というのは加工品等もあってなかなか把握が難しいので、あくまでも町内の事業者さんからの調達率、つまり購入額でご説明をさせていただきましたので、今回もその金額でご説明をさせていただきたいと思いますが。

11月までの購入額2,527万8,000円に対して、町内の購入率は1,025万6,000円、40.6パーセントの購入率

になっております。そのうち、コメとパンにつきましては町内 100 パーセント購入できておりますが、麺類と牛乳につきましては町内での購入はできておりません。

そのほか、野菜につきましては 69 パーセント、果物については 89 パーセント、加工品につきましても 87 パーセントと、かなり町内で調達をできておりますけれども、食材の中の牛乳と肉類。肉類は 3.5 パーセントしか調達できてませんが、牛乳と肉類で全体の年間の食材の 3 割を占めます。これが、ほぼ町内での調達がゼロに近いということにして、なかなかこれが全体の調達率を上げることができない要因になってるということについてはまずご理解をいただけたらと思います。

その上で、先ほど言いましたように、町内の食材をもって日々のメニューを立てるということは基本の上で、月に 1 回は必ず、地元のもののできるだけ使ったメニューというものも実施をしております。

例えば、4 月ですと、タケノコご飯ですとか、ニコの種さんのコロッケとか。それから 5 月ですと、カツオと大豆の揚げ煮ですとか、ジャガイモのカレー炒めとか。6 月ですと、土佐ジローのスープとか。7 月ですと、夏野菜のカレー。9 月ですと、カボチャのみそ汁とか、ピーマンを使った料理。10 月ですと、野菜と蒸し鶏のあえ物とか、黒糖のおいもケーキとか。11 月ですと、柿を使った料理とかです。そういうふうに、月に 1 回は必ず地元のもののできるだけ使った料理を考えております。

それから、月に 1 回、学校給食だよりというのを発行しております、それには月々の学校給食の目標のほかに、生産者さんのご紹介とかですね。それから、当然、食事のマナーのことですとか、それから、こういうものを地元の食材を使って今月はこういうものを提供しましたという。例えば、シメジの天ぷらのメニューを載せるとか。そういうふうに学校給食だよりを通じて、保護者の方に地産地消にも通じるようなメニューの啓発等も行っているところです。

以上です。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

今の献立を聞いてますと、ほんとに地域のものを使っておいしそうな献立で、私たちが食べたことないようなものもほんとにありますけど、かなり工夫されてきてるということが分かります。今の子どもたち、ほんと幸せだなと思って、前回も言いましたけどほんとそんな気がします。

それで、次長のお話聞いてますと、学校給食だよりというのがかなり給食について詳しく書かれてありますよね。それで今、広報にですね、私は 100 パーセント見てるわけじゃないですけど給食メニューでしたか、載っておりますが。そこにですね、この学校給食だよりに出されてるようなものを載せないかなと前々から思ってたんですが。

例えば、その生産者さんの紹介をすとか、ここは食事のマナーがあるとかいろいろ目標も出てると言いましたが、内容的にはもう少しまた検討も必要かと思えますけど。地産地消の学校給食をやってますよということは、メニューと同時にですね、地域の人にも、住民の人にも知っていただくという点では、給食だよりはもう私たちの手元には届きませんので。そういうものを広報に、今の献立だけ載せるのではなくて、そういう工夫はできないかなと思うんですが。

その点についてはいかがでしょうか。

議長（矢野昭三君）

教育次長。

教育次長（畦地和也君）

広報にはご指摘のようにメニューを掲載しております、そのメニューにつきましては、例えば道の駅ですとか、にこにこ市さんですとか、必要な所に掲示もさせていただいてるところです。

給食だよりにつきましては、ご指摘のようにもう保護者にしか配ってませんけれども、せっかくこういうふうに地域の生産者さんのことですとか、それから地域の食材を使ったメニューを掲載しているので、職員には、これはもうぜひ、少なくとも町のホームページにはもう載せていこうということをこの前指示をしたところですよ。

それから、町の広報につきましてはスペースの関係等もございますので、そこをまた担当の部署とも協議をしながら、可能な範囲掲載をさせていただくようにお願いをしていきたいと思っております。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

今すぐというわけには、はいやりますというわけにはいかないでしょうが、メニューだけじゃなくて、そういうものも盛り込みながらやっていく。そういう前向きなところで検討していただけると。そういうふうにと取ってよろしいですね。

はい、ありがとうございます。

学校給食というのはもちろんですね、地産地消だけが学校給食の王道ではありませんし、地産地消がなかったら学校給食にあらずと、そういうことももちろんありません。安全、安心、豊かな学校給食の実施というのが基本ですので、そのために行き着くところが地産地消になると。できる限り地域の食材、旬のもの、そして生産者の見えるような安全な食材を。そして、昔から食べてたものを子どもたちに食べてもらうというような給食になってきたんだと、行き着いてきたんだと思います。

昔で言いましたらですね、これはもうほんとに地域のものを旬に食べると。無農薬だったしね、そういうものが当たり前だったんですが、今は、そういう食事を提供することがだんだん大事である。またそれが教育になってるということ、ずうっと最初から言い続けてきたところです。簡単なようですけども、現在はそれらがですね、それらが少しずつ難しい時代になっていきます。家庭で続けていくのはですね。それはですね、輸入食品とか加工食品、冷凍食品が増えてきましたので、手軽で便利で、しかも安価な食材、安い食材がですね、町中にあふれている時代になっています。子どもたちには、おいしくて手ごろな値段のおやつが、また加工食品が、常日ごろ身近にありますので、成人病の低年齢化も問題になっています。手間暇掛けた料理、旬のもの、昔からの地元の料理も、時代とともに失われつつあります。それで、ひとつ学校給食が担っていつてくれるわけですが。

地元産のものをたくさん使う、また、生産者さんが細切れになりますので、そこをやっていくために少し食材費に使うお金がですね、もっと予算を費やしたいと思うと学校給食費を上げる。それではほんとに意味がありませんが。

今ですね、食材費の町としての補助というものはないんでしょうか。

お尋ねします。

議長（矢野昭三君）

教育次長。

教育次長（畦地和也君）

食材費につきましては、小学校で1食260円、中学校で290円の範囲内で実施をしておりますので、上乗せをしている現状はございません。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

それは保護者の負担ということで、町からの補助は食材にはないという意味ですよ。

それで、安全で良質な食材を子どもたちに提供していくため、先ほどからずうっと言ってます地産地消で続けていくためにはですね、まあ町内施設も活用しながらですけども、農業振興のためにも補助を考えていくと。そういうことも必要じゃないかなと思うんですが。食材費にですよ、もう少し値段があれば、もっと地元のを効率よく買えるとか活用できるとかいう方向も出ると思いますが。

そういう補助を考えていくと。必要性もあるなということについては、答弁いかがでしょうか。

議長（矢野昭三君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

お答えを致します。

先ほどの保育料の件と同様なことになろうかと思えます。まず、財源のところですね、大きな食糧費として負担をしていただいている部分がなくなるとですね、その分、無形的またほかの分の一般財源が必要なということにもなろうかと思えます。

全体的な部分で検討していく必要があると思えますので即答はできませんが、検討していくということになろうかと思えます。

以上です。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

まあ急にね、補助どうですかと言われても、はいやりますという答弁にはならないと思うんですが。

学校給食費が無料の自治体も全国にはありますからね。無料にしてくれというわけでもないですし、食材費全部賄ってくれというんじゃないくて、少し、一食事につき何 10 円か補助をしていくと。

そういうことだったら、先ほどの第 3 子の補助についてもですね、わずかな人数で補助できないかということも池内議員が言っておりましたけど。そういう方向で、まあ副町長も検討していくと。前向きという言葉がありませんでしたけども、検討していくということで。まあ、まな板に乗せていただくということでね、ぜひお願いしたいと思えます。

最後に、じゃあ町長にお聞きします。

愛媛県の今治市ですが、前回のときも聞きました。さいさいきて屋とかいう所なんかがね。それは先進地域の取り組みの話を、先進地域だからって教育委員会の方も視察に行ったということで聞きました。それから、福井県の小浜市は、私たちが議員研修でも行きましたけども。

そういう先進地域はですね、その市の方で食べ物条例とかそういうものを作ってですね、自治体全体で地産地消の取り組みを進めて、これが地域に広がっている。そういうものでした。

今後の方向として、町として食の条例なんかを作ってですね、名前はどのようなふうになるか分かりませんが。そういう何かを作って、先進地域のように学校給食、農業振興、地域の活性化と。そういうようなものを全体組み合わせたようなですね、そういう取り組みをしていく。そういう方向に、町の全体施策の中に入れていくと。

そういうことはいかがでしょうか。

議長（矢野昭三君）

町長。

町長（大西勝也君）

これまでご質問いただいた中で、いろいろご指摘いただきました内容については、町と方向性が一緒で進めていきますという答弁を、それぞれの担当からさせていただきました。

その上に、かつ、条例が必要なのかどうなのかということになりますと、もう少し検討のお時間を頂ければと思います。

ただ、条例がなくてもできるというので条例が要らないという、簡単にそういう結論を出すつもりもございません。条例の中には、やっぱり理念、概念をうたったシンボリックな条例もありますし、そういったことの必要性を少し精査をさせていただければと思います。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

町長の言われること、もっともだと思います。

それで、先進地域ではやっぱりそういうクールな条例を作って、市全体が地域のそういう一次産業を盛り上げていこうといいますが、そこに学校給食もどーんと真ん中に入ってますね、やっぱり安心、安全な豊かなものを地域で食べていって、地域の一次産業を掘り起こしていこうと。なかなか、お米を作っても売れないとかですね、いろんな問題が今は基幹産業である一時産業にありますので。そういうことも含めたところで、地産地消の学校給食を推進していくため農業振興とタイアップしていくことをやっておられたんです。

まあ、まるっきりそれを頭から排除するものでもないということでしたので、また一つの提案として検討していただきたいと思います。

2 問目についてはこれで終わります。

それでは3 問目に入ります。ビキニ被災者の支援について質問です。

前回の9 月議会で、ビキニ被災者支援について質問をしました。その後、土佐清水市、黒潮町でも一歩前に進んだ動きがありましたので、それらを踏まえた上での質問です。

14 日に終わりましたが、ちょうど今ですね、高知新聞でもこの問題を取り上げて、おんちゃん聞かせて、ビキニ核実験を追う、との見出しで、シリーズで記事が載っておりました。この事件が徐々に県民の皆さんにも知られてきれるのかなと、この記事を読みながら思いました。

この事件というのは、今から60 年ほど前、1954 年3 月、アメリカがビキニ環礁で6 回にわたり水爆実験を行ったことです。第五福竜丸についてはよく知られておりますが、この辺りはマグロの漁場として日本からも多くの漁船が操業をしており、第五福竜丸以外にもたくさんの方が放射能で被災をしていました。しかし、この事件は60 年間、闇の中に葬られて、ほとんど知られることもなく、一部の人たちを除き多くの人々に忘れ去られていました。

前回は述べましたが、その忘れ去られた、葬られた理由というのは、ビキニ被災事件を日米両政府は1955 年、7 億2,000 万円の補償金でも慰謝料でもない、見舞金のようなお金で、今後アメリカの法的責任を免除するとの文書を交換して、政治決着が図られたことにあります。その後は日米両政府の国家秘密となり、それ以後、政府は水爆実験の被災状況を隠し、第五福竜丸以外は被ばくしておらず記録はない、と国民に言い続けてきたのです。それゆえ、被災した乗組員の放射能の影響と考えられる死亡事例や健康状態などは放置されたま

まで、乗組員たちの健康調査や実態調査はされることもなく、その後の60年間、漁船員には、言うたらいかん、問題にせられんという圧力となって、被災者自身が告発を自主規制してきたという経過を持った事件となりました。

しかし、前回の議会でも言いましたが、昨年9月、厚労省により、これまで存在しないといわれてきたビキニ被災船と漁船員たちの検査記録などがある資料が公開されました。この資料の公開を実現させたのは、長年にわたりビキニ被災者の調査支援活動を続けてきた、太平洋核実験被災支援センター事務局長で元高校教師の山下正寿氏さんたちの取り組みによるものですが、その努力の下に、厚労省がやっと公開したものです。

この資料で被ばくした延べ1,000隻にも及ぶ多くの漁船のうち、約3分の1近く、延べ270隻が高知県の船であることが明るみに出ました。

高知県下では、室戸市、土佐清水市の方々が多く、土佐清水市出身の乗組員は267人いたことが明らかになっています。

黒潮町では、大方、佐賀地域合わせて約60人ぐらいの方がいたのは分かっていますが、それで全員かどうかは分かりません。

最初は通告書に基づいて答弁を用意されてると思いますので、黒潮町の町民が被災してる実態を把握して、被災者が高齢化していますので支援が急がれます。町としてはどのような支援で手を差し伸べていくのか。それを伺います。

議長（矢野昭三君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

それでは宮地議員の一般質問の、3、ビキニ被災者の支援についてのご質問について、通告書に基づきお答えします。

9月議会でも答弁をさせていただきましたビキニ環礁の被ばくに関する問題につきましては、厚生労働省で、平成26年度の研究に引き続き、本年度もビキニ水爆関係資料の整理に関する研究を行い、事実の確認や因果関係の解明を行っているところであると聞いております。また、国としましては、この研究結果を受けて対応を検討したいとの見解であるとも聞いております。

このビキニ環礁の水爆による健康被害に関する問題は全国的な問題であり、高知県内でも、議員がご指摘されますように関係する市町村が複数存在する、大きな問題であるものと認識しております。

このため、国としての方針が確定し、国や高知県の指示や依頼により、関係する市町村と連携や歩調を合わせながらではないと実態の把握や支援を行うことは難しいものと考えており、実態解明の方針や明確化について、国に対し、高知県を通じ早期の対応を求めていきたいと考えております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

課長から、早期の対応を求めていきたいと。これは大きな問題と認識しているというような答弁をいただきました。

この事件は、先ほども述べましたけれども、日米両政府が7億2,000万円で政治決着を図って、今後はこの事件をすべて秘密として葬ってきたわけです。何も知らない、知らされていない多くの漁民は、生きるために漁に出て一生懸命マグロを追っており、放射能被害に遭ったわけです。高知県で2,300名と推測される被災し

た漁船員たちは、その後次々と、元乗組員ががんなどで若くして亡くなる中、自分も長く体調不良や病気になっても、家族にも被ばく体験を話すことはなかったと、遺族の方たちは話されています。

そのような背景の下に、11月1日に土佐清水市で県主催の健康相談会が開かれ、この点につきましては宮川課長のご尽力で、広報にも開催するという記事を載せていただきましてありがとうございます。そこには、17名の方が相談に来られていました。そして11月1日、清水の会場には、宮川課長も、それから保健師の柿内さんも参加してくれておりました。マスコミも注目して、テレビや高知新聞、朝日新聞にも取り上げられました。講演と相談会は県の担当の方が司会をして、放射能や血液、遺伝子などの専門家3人の先生方が、それぞれの角度からお話をしてくれました。先生方のお話を聞いていますと、国が乗組員の方々を放射能被災者として認定し、何とか彼らに国が補償するために、被災者の方々の話を一生懸命真摯（しんし）に耳を傾け、力を尽くしてくれているということがうかがえまして頭の下がる思いでした。

課長にお尋ねしますが、健康相談会に参加した感想はどのようにお持ちでしょうか。

議長（矢野昭三君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

再質問にお答えします。

議員のご指摘のとおり、11月1日に行われました、高知県主催のビキニ環礁水爆実験の健康影響に関する相談会につきましては、私とともに、自分の勉強ということでプライベートの時間を利用して保健師も参加しており、黒潮町では2名の参加者で講演会を聞いております。

午後からの相談会につきましては、プライバシーの関係もありお聞きすることができませんでしたので、講演会の感想となりますが感想を述べたいと思います。

まず第1に、多くの報道機関があり、問題の重大さが分かるとともに、プライバシーにも大変配慮された講演会であったと感じております。

2つ目としまして、歯のエナメル質で被ばく線量が判明するなど、具体的な判明方法などが分かりやすく講演会の中で述べられていたというのが感想となります。

3つ目ですが、関係者からのご発言もあり、その切実な思いが分かりました。また、ご高齢であったため、残された時間も少ないことが実感しました。

以上が、個人的な感想となります。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

自分のプライベートの時間を使って参加してくれた。そして、感想までここで質問しまして大変ありがとうございます。すいません。

大体課長の感想を聞いて、ほんと私も同じような感想を持ったんですが、まあほんとに先生方の力を尽くしてくれたのには頭が下がったんです。

それで翌日ですけども、11月の2日は黒潮町でも急きょですね、太平洋核実験被災支援センターの主催で、県の主催というわけにはいきませんでしたので、急きょでしたから。その太平洋核実験被災支援センターの主催で相談会を開いてくれることになりました。それは、今、被災者がもう高齢であって、土佐清水市まで出向くのは無理な方が多いのではないかなと考えて、広島大学名誉教授の星正治先生が残ってくださり、あかつき館で開催することができました。星先生は、放射能被ばくの専門家だと聞いています。

当日になって来れない方もいましたが、5名の参加があり、そのうち1人の方は宿毛市の方で、体調がすぐれない中、息子さんの付き添いで参加されました。相談会のために黒潮町の被災者を、わずかの手掛かりを頼りにして名簿の方に当たりましたが、多くの方が既に亡くなっておりましたが、高齢で健康を害している方もおりました。

その方たちは、お話をしますと、厚労省から資料が公開されたことや県が動きだしたことを伝え、また、黒潮町での相談会開催への参加をお願いして回ったんですが、60年前のことでもありますし、資料が公開されたことも、県が相談会を開いてくれることも、そういうような事実を知らない方がほとんどで。また、当人が亡くなって、遺族の方にもお話ししましたが、船員手帳も何もかも処分したので相談会には参加しないと。そういうふうにおっしゃられる方もおり、いろいろでした。

しかし、回ってみて思うんですけども、私たちだけの力では限界があります。行政としての支援があればと強く感じましたが、国や県にも要望していくし、国の方からの方向がないと、なかなか動けないということでした。課長の答弁がね、そういうことでしたが。

私が9月後質問したときから、県の動きですね、それから国の動きも少し進展したところがあると思いますが、町としては県がどのようにその後動いているか調べてないでしょうか。分かっている内容がありましたら教えてください。

議長（矢野昭三君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

宮地議員の再質問にお答えします。

県、国の新しい情報はございませんが、9月議会終了後の10月28日に、町長と県の担当窓口となる健康対策課を訪ね、課長および課長補佐、担当者と協議を行い、健康問題に関することや県の取り組み状況に関する情報交換等を行っております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

早速、町長とともに動いてくれたという点では、ほんとに感謝致します。

国への働き掛けとして県の方もですね、今年の9月議会で、わが党の吉良県議の質問に対して、健康政策部長が次のように答弁をしています。その内容をちょっと読んでみますけど。

昨年9月議会の後、支援を進められておられる太平洋核実験被災支援センターの山下事務局長とお会いしまして、新たに発見された資料のことなど詳細な情報をいただきました。そして12月に、厚生労働省健康局総務課長にお会いし、提言を行いました。提言では、本県には当該水域で操業していた漁船および乗組員が多数いたことを説明した上で、新たな資料に関して科学的検証を行い、被ばく者による元乗組員などへの健康影響について国としての公式見解を取りまとめること。また、健康影響が認められる場合は、適切な救済支援措置を早急を実施することを強く要望したところと。そのようにして、県もすぐに国の方に動いたという答弁を県議会でされておりました。

それでですね、県が議会で質問をした。そのことを受けて、すぐさま国へ出向いてるわけですけども。県からそのような要請が一つの後押しとなって、厚生労働省は今年の1月、第五福竜丸以外の日本船乗組員の被ばく状況を調査するため研究班を立ち上げたそうですが、詳しい内容が県から届いてましたら教えていただきたい

いんですが、届いてますか。

議長（矢野昭三君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

再質問にお答えします。

最初の答弁でも答弁しましたように、平成26年度から、被ばく、水爆関係の資料の整理に関する研究を研究班がやっておるということはお聞きしております。

平成27年度も、調査が足りなかったということで、引き続き調査を行うという説明を受けております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

すいません、最初に答弁していただいてたんですね。ちょっと聞き漏らしました。最初は緊張してますので、すいません。

その課長が今言われたように、研究班を立ち上げたということだそうですね。

で、厚労省も遅ればせながら一步前に足を踏み出したと、そういう内容だなと思って注目しました、私も。

それで吉良県議の質問とか、それが新聞報道に載りましたけども、その質問や報道によりますと、労災適用とか医療補償への道が少しずつ開けていっていることが明らかになっています。

例えば、11月9日付の高知新聞によりますと、船員保険の適用を受けられる手続きを進めるため、ビキニ被災検証会というものが開かれたとあります。この会は、会長には医師の、第五福竜丸関係の遺族年金支給を手伝った聞間（ききま）氏が就任し、太平洋核実験被災支援センターの山下氏や、研究者やジャーナリストなどがメンバーだということです。

その記事によりますと、船員保険適用に興味を持つ元乗組員が幡多には複数いる。弁護士らと相談しながら適用に向けて手続きを進めていくと、そのようになっています。船員保険適用や労災認定など、医療保障、休業補償、遺族への補償等々、国が認めてこそ、何も知らないで放射能で汚染された海へ、食べていくために、家族を養うために漁に出ていった漁船員さんの皆さん。若くして亡くなったり、生きていても健康を害する、などなどの皆さんの真の救済になると思います。しかし、被災した船員の皆さんや遺族の方々にとっては、救済に関しては最後のチャンスになるかもしれません。皆さんが高齢となり、残された時間が多くある状況ではないからです。それは課長も、土佐清水市の相談会に行って感じたと言っておられました。

それで、土佐清水市で行いました県主催の健康相談会を、ぜひですね黒潮町でも開いてもらえないかな。そういう支援の手を差し伸べていただけないかなと思うんですが。

その点についてはいかがでしょうか。

議長（矢野昭三君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

再質問にお答えします。

先の答弁させていただきましたとおり、因果関係等の解明がされない中での調査や支援は難しいと考えております。

しかしながら、町内にお住まいの関係者の皆さまには、健康に関する心配やご不安があると思われまので、

住民の皆さまの不安解消や健康問題等につきまして健康相談会の開催など、県と協議しまして適切な対応を取っていきたいと考えております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

適切な対応を取っていくと。

開催しますというところまでは答弁にはありませんでしたけども、どうなんですかね。

議長（矢野昭三君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

再質問にお答えします。

今、県の方と協議をしておりますが、県の方も方向性や方針がありまして、なかなかその黒潮町で開催するというご返事はいただけてない状況です。

県の方が開催をしていただければ、町独自でやることも、今、計画として検討をしております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

ありがとうございます。ほんとに一步前へ進んだ支援の手を差し伸べていただけて、被災者の方々もほんとにありがたいと喜ぶことと思います。

県主催の相談会が開かれますとね、まあやってみなきゃ分からないということですが。開かれますと、行政として遅ればせながら、ビキニ被災者の方々に救済に取り組んでいるということが広く幡多地域にお知らせすることができますよね。で、県主催でありますと、土佐清水市のようにマスコミにも取り上げてもらえますし、広報等でも広く周知することができます。できる限りの情報提供がありますと、黒潮町や幡多地域で名簿に漏れていた人、または忘れ去られている被災者。全然もう遺族の方が知らない。分かってなかった被災者にも光が届く、そういう可能性が出てきます。県がもしやらなければ町でやりますと。やる検討にあるということをいただけて、大変うれしい答弁をいただきました。よろしくお願いします。

それで、先ほど課長の感想の中にもありましたが、歯の問題がありました。今年の8月です、広島大学の放射線専門の教授グループが、放射線を浴びると血液の染色体の異常や歯のエナメル質に痕跡が残るという研究成果を発表したそうです。これにより、元乗組員の血液や歯を検査することで、ビキニでの被災を立証できる可能性が生まれているそうです。

実際、歯を提供できた人が、宮城県と高知県の全国で2人いまして、提供された歯の被ばく線量は、自然に受ける放射線や歯のレントゲンの影響を差し引いて319ミリシーベルトもあったそうです。これは、広島原爆の爆心地から1.6キロの被ばく線量に値して、普通の人ではあり得ない数値と分析されています。被災者の公的な救済支援の道が開かれる可能性が出てきています。この歯の提供というのは大変難しく、もう皆さん高齢ですので、大体が、星先生が言われてましたけど総入れ歯になってるそうです。それで健康相談をすると、星先生はまず相手の歯を見るそうです。それで総入れ歯だと聞いてがっかりするとおっしゃってました。それから、虫歯があってもいけないんだそうです。そういう意味で、ほんとに2本の歯、2の方がその歯を提供

してくれたという点では大変貴重な資料だというふうに喜んでおられました。

それで県もですね、広島大学の今の星先生のお話を聞いて、歯科医師会の方々にこの研究を知ってもらって、元乗組員から申し出があった場合は、抜歯の際などに配慮いただけるように、県の歯科医師会に対して会員の皆さまに情報提供をいただくよう依頼をしていきますと。そういうふうに議会で答弁をしています。

町としてですね、被災者が顔を合わすような地域のお医者さんに県からそのような文書通達がありましたらご尽力願いたいと思いますが、どうでしょうか。

議長（矢野昭三君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

再質問にお答えします。

県から依頼や指示がございましたら、積極的に協力はしていきたいと思います。

以上です。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

ありがとうございます。

今までさまざまな要望とか提案をして、ほんとに前向きにとらえていただいて、一步前、二歩前にも進めていただいています。健康福祉課長のご尽力、ほんとに感謝を致しますが。

最後にですね、町長にお聞きします。

町長は前回の議会でも、町民の健康被害に対する案件なので活動するのは当然だと思っていると、前向きな答弁をくれました。そして、もう議会の後に早速、宮川課長と県の方にも出向いてくれております。

被災者の支援というのは、公的な救済措置が大事なんですよね。県や国の動きに待ちにならないでですね、町民の健康にかんする問題ですし、残されてる時間もほんとに緊急性のある、少ないわけですよね。

それで、町長はよく国会へも出向くと聞いておりますので、この問題をですね、県とも連携してですが、国として取り上げるよう提案していただけないかと思いますが。

いかがでしょうか。

議長（矢野昭三君）

町長。

町長（大西勝也君）

知り合いのすべての国会議員というわけではないんですけども、数名の先生には、実は相談を致しております。というのは、こういう問題が起こってることをご存じでしょうかという、まだそのレベルなんですけれども、相談はさせていただいております。

それから、県の方にお伺いさせていただきまして情報交換をさせていただきましたが、ほっとしたのは、県も全くおんなじ考えでして、県民の健康被害の問題であると。それが科学的に立証されれば当然補償を受けるべきである、というのは自分たちと全く考えが同じでしたので、大変ほっとしたところでございます。

どういう活動が一番効率的であるのか、もう一回県と協議をさせていただいて、できればご支持もいただきたいと思います。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9 番 (宮地葉子君)

尾崎知事もですね、県議会でそういう前向きな答弁をされています。もう答弁の内容は省きますけども、町長が言ってくれましたので。

町長も、国会に行って知っている議員の方にお話ししてくれてると。私が考えている以上にもう進んでおりますので、ほんとにそれはありがたいことだなと思っております。

もしですね、ビキニ被災者への公的な救済措置が実現しますと、無念の死を遂げた乗組員の方々、また、健康を害して、大変、一生を棒に振るようなこと、ご苦労なされた方々を含めまして、そこでの認定基準がありますとですね、福島原発事故によって被災者の救済措置にも適用されると。そういうことにもなります。考えられます。広島と長崎、ビキニと福島は、放射能による被ばく、汚染でつながっています。どうぞこれからも、いろんな課題があるかとは思いますが、県と連携しながら、課長や町長、またご協力をお願いしたいと思います。

これで私の質問を終わります。

議長 (矢野昭三君)

これで宮地葉子君の一般質問を終わります。

この際、午後 3 時 30 分まで休憩します。

休 憩 15 時 20 分

再 開 15 時 30 分

議長 (矢野昭三君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の質問者、小松孝年君。

13 番 (小松孝年君)

それでは、今回の私の一般質問を始めます。

通告書では質問事項を 4 問にしております。時間 30 分にしておりますので、時間がありませんので簡単な答弁をよろしくお願ひしたいと思います。

まず、早速移りたいと思ひます。1 問目、防災関連についてということで質問致します。

黒潮町では議会の一般質問で、毎回義務的のように防災関連で質問が出てきて担当の課には大変申し訳ありませんけれども、これもわが町の課せられた運命と思ひて答弁をよろしくお願ひ致します。

本町では、犠牲者ゼロを目標として、町長と情報防災課をはじめとする関連各所でいろいろな取り組みを考えて実行していただいております、防災事業では先進地と言えるぐらい努力しているのは大変評価できるものではないかと思ひております。

議会の方としても全面的に協力して、町を挙げての取り組みとして、今までもいろいろと取り組んできております。

町の取り組みとして、順序を立てて、この短期間の間に進めてきたことは、緊急性からしても限られた予算の中で執行してきた順序は、まあ正しかったと思ひております。どうしても急いで行ってきた事業ですので、やってきたことに対していろいろな問題点が残されてきたのは事実ですが、まあそれはそれとして、現在、いつ起こってもおかしくないといわれております防災事業ですので、どんどん前に進めていかなければならないと思ひております。

そこで、今回の私の質問は、次へのステップとして有事の際にいち早く抜かりのない情報伝達をするかということここでここに挙げております。

ケーブルテレビ事業を取り入れて、各家庭や地区に J-ALERT（ジェイアラート）を活用した緊急速報も流せるようになりました。また、文明の発達により携帯電話などでもそういった情報が得られるような時代になっております。が、災害時には、いつ、どこに、どういった状況でいるか分からないといった大きな落とし穴があるのではないかと考えております。

ここで、今回の一般質問で取り上げているのが、そういったときの情報伝達の手段についての質問になっております。恐らく、行政の方もこのことは周知してるとは思いますけれども、犠牲者ゼロを目指す町として、あえて質問させていただきます。

質問の要旨には、書いていることはですね、海岸部や松原内、その他、人が多く集まる場所において、緊急時の放送が聞こえにくいエリアがあります。そういったエリアの調査は行っているか。そして調査をしていれば、どこが挙がっているか。また、今後の計画について問うということで。

その3点についてお伺い致します。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

それでは小松議員の一般質問、防災関連について、主に情報伝達のご質問でございますけれども、お答えをしていきたいと思っております。

町からの緊急放送の場合、告知放送と接続した地区の放送用スピーカーと、佐賀地域の場合は防災行政無線スピーカーによる放送となりますけれども、どちらのスピーカーにつきましても、人家、いわゆる民家に音が達することを目的として建設をされており、民家等が存在しない地域、例えば海岸部や山間部などでは、放送が聞こえない、あるいは聞き取れないという状況であることは、町の方でも把握をしております。しかしながら、スピーカーの音声到達範囲の詳細な調査は行っていないことから、具体的な個所については不明でございます。

なお、入野松原を含む県管理の西南大規模公園内には、放送可能なスピーカーは設置されておられません。

大きな津波被害を受ける可能性がある黒潮町において、避難誘導のための緊急放送を確実に伝達するための防災インフラは、以前から町内部において重要視し検討がされております。

現在の告知放送の仕組みとともに、新たに同報系デジタル行災行政無線を、海岸部から津波浸水予想エリアにおいて建設する計画がまさにその具体例と言えます。この整備が整えば、告示放送および防災行政無線、いずれも放送可能なスピーカーとして建設をされる可能性が高いと考えられ、緊急放送の伝達としては非常に強固な仕組みとなります。

しかしながら、これまでと同様に、人家エリアを大きく外れた海岸部等をことごとくカバーするとなると、現在想定している事業費を大きく上回る規模となってしまいます。国、県の有効な補助制度もない中で、防災対策における必要性と事業費のバランスを今後どう判断するかが重要な課題となっております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

小松君。

13番（小松孝年君）

今、課長の答弁の中で、調査は行ってるかと思ったんですけど、それはまだ行ってない。まあ、ある程度の把握はされてるとは思います。今の答弁の中でもありましたので。

また、民家を今、放送設備というか放送施設は民家を対象ということで流している。民家があるところを対象としている。そういった話をしてくれたのだと思います。

それで、その民家から大きく外れた地域、まあ海岸縁、それからまた、今、運動施設なんかがあるとこなんかはないということではあります。大きく外れた地域で、山間部とかではですね、津波の影響は受けない部分は構わないと思いますけれども、今の海岸縁ですよ。サーファーとか、またいろいろ運動施設がありまして、これから町もスポーツツーリズムでいろいろ人を集めることを考えております。ということは、民家はないですけれども人が多く集まる場所、また、イベントなんかもいろいろ浜まで行っております。そういったときにですね、もし万が一、そういった地震、津波の危険性がある、地震が起きた場合にそういった緊急放送が聞かれなければ、避難する時間が大幅に遅れます。また、一番避難所まで遠い位置にある所でもあります。

ですからですね、全部町がやれというわけではありませんが、そういったことも県の方とも話しながら。この海岸縁、それからそのスポーツ施設なんかは、県の所有の所もかなりあります。ですので、県の方というところと協力体制が取れるようにですね、そういった話をまた県の方にも持って行って、うち独自ではなかなか難しい部分をカバーしていただけないかというふうに思っておりますが。

いかがでしょうか。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、小松議員の再質問にお答えしていきたいと思っております。

ご指摘の場所が、恐らく入野を中心とした大規模公園内にあるスポーツゾーンのことが中心な場所になるんじゃないかと思っておりますけれど。この件につきましては、確かに管理する高知県の方も関心を持っておりまして、既に町の方との情報交換はしております。ただ、恐らく県の方で公園内だけをその部分で整備するというのは困難であって、町全体の整備と併せて県の方も整備するという形の方法が妥当なところではないかと思っております。

従いまして、やはり町全体でどういうふうな所を整備していくか、その計画を持って、そして、県が管理する部分については県でしっかり連携して事業をしていただくというのがいい形ではないかと思っておりますけれど。

何分、町がいろんな大きな事業をしてる中で、この防災行政無線に代表されるような被災地の情報伝達の仕組みについて少し事業が、事業費として大きな事業になりますので、具体的な時間の事業計画がまだ至ってないというのが現状でございます。

議長（矢野昭三君）

小松君。

13番（小松孝年君）

今、課長が答えてくれた答弁は当然のことだと思います。

ほんといろいろこの黒潮町、防災に関して抱えた問題がたくさんありまして、ほんと最初、防災組織の立ち上げとか、それから告知端末、それから避難道、避難タワー、あと避難カルテの作成、耐震化。それから耐震化では、公共施設の耐震化から始まってですね、今、住宅の耐震化まで力を入れていただいております。また、地区防災計画という話もありました。また、その他いろいろ、大変事業が膨らんでおります。まあ、予算的な問題もまだまだ今から検討していかないかん部分もあると思っております。今すぐやれというわけではないですけれども、そういったことも一応頭に入れてですね、そういった。まあ、できるようになったら、そういった穴が埋めていけるような形でできたらいいんじゃないかというふうに思っております。

防災関係でですね、もう1個書こうと思って書いてないことがありましたので、答弁を求めるわけではないですけれども。

今日の質問の中でもありました耐震化について、ほんと、大体平均、自己負担が50万程度要ってるということでした。まあ10万ぐらいで済んでる所もありますしいろいろありますけれども、そのへんの穴埋めですよ。どうしてもこの防災関係、いろんな穴があります。それを我々も一緒になって、どうやったらいいかいうことを考えていかないかんわけですけれども。

そういった中で一つ提案、まあ今日、通告書に書いてませんでしたので、まあ一つ提案をして1問目は終わりたいと思いますけれども。

そういった個人の住宅改修に対しての不足分、これはどういった方法があるか、自分もいろいろ考えておまして。何とかその貸付制度、まあ60回払いとかそういう貸し付け。そういう制度があればですね、そういった耐震化に踏み切る人なんかも増えるんじゃないかと思っておりますので、そういったところもひとつこれからの計画の中で考慮していただきたいと思います。

それで、次の質問に移りたいと思います。

次は、人脈発掘、活用について。何かすごい題になっておりますけれども。これはですね、今まで、人材、まちづくりというのは人づくりということで、人材育成や人材の活用をしよう。そういう話も何回もさせていただいてきました。

今回はですね、人脈づくり。これ人脈づくりというのは人材活用とはまたちょっと違うところで、質問の要旨にも書いてありますけれども。どうしてこういうことを出したかということですね、行政運営を一つのビジネスとして考える指向が最近ではよくいわれております。そういった視点から見て、まさに現代の行政運営はビジネスに当てはめて計画して、計画を運営していくことが成功への道となっております。今は地方創生の時代といわれまして、各市町村ごとに地方版の総合戦略を作成しておりますが、これは言い換えれば、各市町村のビジネス戦略というふうにとってもいいんじゃないかと思っております。まち・ひと・しごと、というのがビジネスに当てはめて考えると、利益ですよ、すなわちお金をどうやって得るかということになります。その利益を追求するためには、ビジネスの世界ではですね、人脈づくりというふうなことは大きなキーポイントとなっております。

そこで、今まで人材育成についていろいろ取り上げてきましたけれども、今回は地方創生といった時代背景がありますので、ビジネス的視点から見た人脈づくりについて質問を挙げております。

要旨の中ですけれども、これから黒潮町が進んでいこうとする計画、および活性化に向けて、黒潮町にゆかりの人物や交友関係、その他さまざまな人々とのつながりの情報を集め、それを活用していくプロジェクトを計画してはどうか。まあ、ちょっとまた大げさな提案になっておりますけれども。

そういった、人脈をつながりを探っていくってはどうかといった質問を2問目にしております。

議長（矢野昭三君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは、小松議員の質問にお答えさせていただきます。

ご指摘いただきましたネットワークの重要性は議員と同様の見解でございます、大変重要であると考えております。とりわけ、黒潮町にゆかりがあるということになりますと、大変思い入れも強いでしょうし、内容によっては高い効果が期待できると思っております。実際に、これまでも人的ネットワークに大変お世話になった経験も実際にございまして、手法としては積極的に選択し得るものと考えております。

現在のところ、具体的に構想があるわけではございませんが、外商活動、ふるさと納税、ならびに観光誘致等、期待できる分野は多岐にわたると考えております。

質問でご指摘いただいておりますように、まずは、どういう情報収集の仕方があるか勉強させていただきたいと思っております。

議長（矢野昭三君）

小松君。

13 番（小松孝年君）

今、町長に答弁にいただきました。

ほんと、今の段階では、自分もどういう手法でやったらいいかという提案もはっきり打ち出せる状況ではありませんが、その情報収集の方法、そういったところを今から考えていってくれるということですので、ぜひそれをお願いしたいと思います。ほんと、人脈を利用することはですね、町長も大変、国の方へ行っているいろいろとそういった経験もされておりますので、重々分かってると思います。今、そういった答弁がいただきました。

これはお互いがですね、いろいろとまたいい手法、またいろんな人脈を探りながら、その人脈をどう活用。活用と言ったらおかしいかもしれませんが、どう言いますかね、まあ活用ですよ。やっていくか。そういったところを考えて、さっきもちらっと出ましたけども、ふるさと納税や誘致活動、それから観光特使なんか。そういったところもやって、どんどん黒潮町の利にさせていただきたいと思います。

考えてくれるという答弁でしたので、次にいきたいと思います。次の団体支援についてお伺い致します。

ここでは2点挙げております。

1 点目はですね、黒潮町の活性化に寄与する団体の活動にもっと助成をして、町民の元気づくり、宣伝効果に期待してはどうかということですので。

なかなかこれだけの質問じゃあ分かりにくいかもしれませんので、一つの例を挙げて言いますとですね、今要請があるのが、黒潮町に拠点を置いて活動しております幡多舞人（はたぶじん）という。いろいろと、よさこいに出たり、いろんな町のイベントとか、そういう所で協力してくれている団体があります。ほんとういった団体がですね、いろいろ活動していくために資金集めというのが主になってしまって、思ったような思い切った活動ができない。何とか町の協力を得て、町のいろんなコマーシャルもやっていただいております。ぜひともですね、そういった所に助成。ほんと、そこを応援するという形を取っていただいてできないかといったような質問です。

これもなかなか、ただ、何も無いのに助成するというのも難しいと思います。そういった点で何とか助成。

1 問目はですね、そういった団体に助成ができないかといった質問でいきたいと思います。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

それでは、小松議員の3 問目のご質問、団体支援について、まず通告書に基づきましてお答えを致します。

黒潮町の活性化に寄与する団体にもっと助成して、町民の元気づくり、宣伝効果に期待してはどうかということでございます。

黒潮町ではこれから、まち・ひと・しごと創生の総合戦略にある4 つの基本目標を達成するため、それぞれの事業を実施していくこととなりますけれども、そうした中でも、黒潮町創生に向けた基本的な考え方はしっかり守りながら進める必要がございます。

その基本的な考え方の一つに、人口減少の克服がございます。人口減少対策でございますけれども、ここでは、黒潮町の将来を担う若者を中心とする人材育成および確保に取り組んでいく必要があります、町内企業を元気

にし、雇用を拡大することと併せて、一次産業の振興と観光振興を中心とした、活力のある産業と交流のあるまちづくりを図り、若者の雇用の受け皿づくりを進めるものでございます。

さらに、子育て環境をはじめとする自然環境と調和のとれたまちづくりや、ふれあい豊かでみんなが主役のまちづくりを進めるという考え方ですけれども、小松議員のおっしゃる黒潮町の活性化に寄与する団体の方々におかれましても、こうした考え方を基本にして、総合戦略の4つの基本目標のどれか一つでも達成できそうな行動やアイデア、また催し物等の企画があれば、どんどんご提案をしていただきたいと考えてございます。

ただ、そのご提案に対して求められるのが、基本目標を達成するために設けられた重要業績評価指数、いわゆるKPIですけれども、それにどれだけ貢献できるのかといった、いわゆる費用対効果も必要となってきますので、その数値も併せてご提案いただければ幸いと思っております。

そして、具体的な団体のお名前も出されてのご質問でございました。幡多無人（はたぶじん）、女性中心としたグループのようにもお見受け致しますので、とりわけ婚活事業へのご参加、あるいはイベント等を企画されて、例えば男女の出会いのきっかけとなるようなことであれば、具体的な事業にも掲げてございますのでご提案をしていただければと考えております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

小松君。

13番（小松孝年君）

今、答弁いただきました、総合戦略の中のいろんな部分のどこかに当てはめていけば、という話をいただきました。

実際そうですね、こういったイベントとは違ってですね、そういったグループの活動というのはおのおのやっているわけですし、その活動自体の中にそういう婚活。そういったものを見出していけるのではないかと思っております。総合戦略の基本目標の3の方のですね、結婚に向けた支援体制という所の中に書いている所がですね、独身男女の交流の場づくりの推進。まあ、出会いのきっかけづくりということで、そういった場所を提供していただく。逆にですね、そういった活動によって、男女の出会える場所提供いうがもできるんじゃないかというふうには思っております。

ただ、単に今やってるのがその婚活で、お見合いみたいな形のをやってると思いますが、そうなることでですね、あまりそこで期待、効果も。そこでそういうことをやっても、同じような効果ぐらいしか期待できないんじゃないかと。無理やりくっ付けるわけじゃないですけれども。こういった、どう言いますかね、スポーツとかこういった活動において、そういう出会いの場づくりをすればですね、もっともっとできるんじゃないかと思えます。

このためにですね、なかなか数値を出すというのは難しいとございます。これは、こういった結婚というのは、本人同士の同意がなければなかなか進んでいくものではありません。数値目標もあるので、そういった仕組みづくりですね。まずそれからやっていかないと、なかなかできないと思えます。

今、この現状がですね、どうしても、先ほども言われたように女性中心ということがありました。これは、子育て中のお母さんとその子どもがいて多いわけですね。その原因がですね、どうしてもその寄付金集めとかしなければいけないので若い人が集まりにくい。どうしてもその実費、自己負担もかなりあります。それから、そういった寄付金集め。そういった、なかなか練習に思い切って打ち込めない。そういった活動の方が多い。そういった中で、若い人たちがそこへ入ってなかなか、やるかというたら、そういうふうな活動はやりにくいと思えます。ですので、ここで挙げさせてもらっているのは、そういった活動を支援することに

よって若い人たちがそういうところへ集まってですね、ほんと言うたらその若い人たちが集まって、よさこいにも出たい。よさこいに出るために、高知の方に若い人が出ていく。そういった現象も若干ではありますので、ほんとと地元でこうやって活動してくれているそういった団体。これは黒潮町だけじゃなくてですね、幡多広域のそういった人たちが集まってきております。それこそ出会いの場になって、また、移住政策にもつながってくると思います。黒潮町でこんな活動をしているんだったら黒潮町に住んで、ここから四万十市の方へ通勤で通ったり、そういったことも考えてくるようになります。そういった黒潮町のイメージアップにもなりますので、ぜひともそのへんを考慮して考えていっていただきたいと思います。

私の方も、これからいろんな、そういった総合戦略の基本目標に沿ったような計画ができるように考えていきますので、ぜひとも、今の課長の答弁は結構前向きな答弁だったと勝手に解釈しますので、よろしくお願ひしたいと思います。

時間もありませんので次の、団体支援についての2番目、利子補給について質問させていただきます。

ここはですね、農業、漁業、こういった一次産業では、いろんな利子補給というのも制度があります。商工業に関しては全くありません。資源運営はすべての業種において、同等に重要なものであります。商工業関係の利子補給も考えるべきではないか、ということでここに挙げさせております。

この利子補給についてはですね、日本政策金融公庫、通称、マル経マル経と言ってますけれども。ほんとに商工業者にとってはですね、すごい扱いやすい、そういった融資窓口になっております。これは経営改善とかですね、また資金の循環、そして設備投資。そういったいろんな部分で使えて、割とその利子も安い。

で、この今現在の商工会での実績を見てみますと、最近、極端にちょっと多くなっておりますけれども、大して町が負担する額ではないと思います。まあ、ここでいろいろ数字を言うともたややくしくなりますけれども。

そういった、利子補給をすることを考えていただけないかという提案です。

議長（矢野昭三君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

それでは通告書に基づきまして、小松議員の3番、団体支援についてのご質問のうち、カッコ2番、商工業者への利子補給についてお答え致します。

本町には、縫製工場を管理運営するため公的な制度資金を借り入れた場合の利子の軽減を図ることにより、円滑な縫製業の経営に資することを目的とした黒潮町縫製工場運営資金利子補給はございますが、議員のおっしゃる商工業者全体を対象とした利子補給制度はございません。

高知県内の他の市町村の状況は、2つの町村が商工業者の負担軽減および経営安定を図るなどとして、小規模事業者経営改善資金融資制度、いわゆるマル経融資を借り入れた場合などに、当該資金にかかる利子に対し補助金を交付する制度を取り入れております。

本町におきましては、63の事業者が運転資金や設備投資のため、マル経融資を受け、現在償還をしている状況でございます。

景気の緩やかな回復基調や個人消費の持ち直しの動きなどが語られる一方で、人口減少に伴う経済活動の縮小など、事業者の努力だけでは改善困難な課題もございます。

このような現状を踏まえ、融資に対する利子または信用保証協会の保証料に対する補助など、商工業者を支援するための有効な手段を研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

小松君。

13 番（小松孝年君）

今、産業推進室長の方から、ありがたい答弁をいただきました。有効な手段を今から研究していってくれるということですので、かなり前向きな答弁をいただいたんじゃないかと思っております。

ほんと、この融資の利子補給についてですね、いろんな手法があります。そのへんの詳しい説明をまた構わなければ、早速やってもらいたいわけですので。こちらでまたいろいろとその説明に来る、その日本政策金融公庫の職員なんかをちょっと手配してですね、ぜひ説明に来らしたいと思いますので、よろしく願い致します。こちらも一生懸命いろいろ勉強してやっていきたいと思っております。

それでは最後の、4 番の方に移りたいと思います。健康対策についてというところを挙げております。

その健康対策についてですが、通告書にですね、高齢者の体力増進や成人のメタボ対策、子どもの遊具としても使え、公園等に簡単に設置できる、ちよいトレという健康遊具の導入を考えてはどうかということで、皆さまのお手元にも、ちょっと資料を今回は付けさせていただいております。

ちょっと、私の質問の要旨の中で、子どもの遊具としても使えと書いてありますが、よく見てみると子どもの対象ではありませんと書いております。書いておりましたんで。ここには載ってませんけれども。まあ、別に子どもが遊んで危ないというようなものではありませんので。そのへん、一回メーカーの方にも確認しましたが、一応こういったトレーニングとしての子どもの対象ではないというふうな考えでおつてくれということです。

今、ここに資料を出してるのが、これは株式会社都村製作所という所ですが、これは香川県にある会社です。これ以外にもいろんなメーカーがありますが、一つの例としてここに挙げさせていただいております。

ぜひ、こういった健康遊具というのも今まではなかったわけですが、考えていただけないかということの質問です。

議長（矢野昭三君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

それでは、小松議員の一般質問の 4、健康対策についての公園等への健康遊具の設置にかんするご質問について、通告書に基づきお答えします。

議員が提案される、ちよいトレと呼ばれる屋外健康器具は、利用される皆さまがストレッチするなど、運動不足を解消するとともに、太陽の下で体を動かす、爽快感を楽しむ、人と触れ合うことができ、ストレスの解消につながり、心身のバランスを保つ上で有効な健康器具であると考えられます。

このような健康器具を活用して、住民の皆さまに運動していただくことは、健康増進や健康寿命の延伸にもつながるとともに、医療費や介護保険料の抑制にもつながるものと期待することができると考えております。

議員のご指摘のとおり、通称ちよいトレと呼ばれる屋外健康器具を公園などに設置することは、住民の皆さまの健康づくりに寄与することができ、有益なものであると考えられます。

このため、今後、公園などの新設および改修に伴う遊具の設置の際には、関係各課と協議を行い、設置に向けて検討をしていきたいと考えます。

以上です。

議長（矢野昭三君）

小松君。

13 番 (小松孝年君)

すごい、またいい答弁をいただきまして大変喜んでおりますが。まあ、別に同級生やからええ答弁いただいたわけではないと思いますけど。

実はですね、この健康遊具については、先日、西南大規模公園建設期成同盟会というのがありまして、その中でもひとつ提案させていただきました。県の方はですね、今度、この大規模公園内の中の避難施設として、ふるさと総合センターの向こう側の広場、昔、公園があった所ですけども。そこへ、避難タワーじゃないですけども避難施設を兼ねた展望台を造ると、そういうふうにお伺い致しました。今、もうその詳細設計に入っているところだそうですけども。そういった所にも、ひとつこういう器具も据えてくれないかというふうに、一応県の方にも投げ掛けておりますけれども。これは町内ですね、そういった高齢者や、それから若者のメタボ対策のために、今、課長が答えていただきました健康維持、またそういったことを考えてですね、公園施設の方に設置することを検討していただけると。そういったような答弁いただきましたけれども。

まあ、その公園じゃない方がいいんじゃないかと、自分は思っておるわけです。ですので、その場所の設定ですよ。何で公園じゃない方がええかという、公園は夏暑いですよ。日陰があんまりない。できたら陰がある所やったらいいんですけども、公園施設よりもどこか、日陰が多く、夏涼しく、冬暖かい。そういった場所を探してですね。ひとつあるわけですけども、何カ所かは。そういった所を探してやれば、年中使えるんじゃないかというふうに思っておりますので。そのへんは自分もいろいろ探して、こういうところがいいんじゃないかという所をまた提案していきますので、ぜひとも先ほどの答弁のように前向きにやっていただきたいと思えます。

これは、黒潮町、佐賀と大方とあります。どうしても地区が離れておりますので、どっちか一つにあってもいけないので、まあ両方に据えていくような計画で、大きなこと言ってますけども、進んでやっていただいたらありがたいと思えます。

これもですね、この県内で何カ所か設置している場所があります。それは残念なことですね、この器具の1個、2個とか、多い所で4つぐらいしか据えておりません。今、お手元にお配りしている資料のように、こういった一つの流れ。ウォーミングアップから始まってチャレンジ、これトレーニングですね。リラックス。こういった、この一連のトレーニングができるような、すべてワンセットとして考えていった方がいいんじゃないかと思えます。まあ、県の方も1個、2個は据えてるところがありますけれども、ぜひ今からは、こういった健康遊具として使うのであればワンセットで使っていただけたらと思えます。

いろいろこの遊具についても使い方なんか説明しようかと思いましたがけれども、30分しか取っておりませんので時間がありませんので。私はここへ、この順番どおりに、使い方、それから効能とかこういうところにいいですよというのを書いて付けておりますので、また後でご覧ください。ぜひともまた、前向きによりしくお願い致したいと思えます。

これで、自分で勝手にしゃべって終わったような感じになりましたけれども、私の質問を終わらせていただきたいと思えます。

どうもありがとうございました。

議長 (矢野昭三君)

これで小松孝年君の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会時間 16時 13分